

令和 7 年 3 月 7 日

令和 7 年 第 1 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

令和 7 年 第 1 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 1 号 ）

招 集 年 月 日 令 和 7 年 3 月 7 日 （ 金 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 5 時 1 2 分

出 席 議 員 （ 1 0 名 ）

1 番	村	山	一	彦	2 番	宗	健	司
3 番	山	本	達	也	4 番	高	山	豊彦
5 番	井	上	武	津男	6 番	岡	本	正意
7 番	畑		武	志	8 番	小	西	啓
9 番	岡	田		勇	1 0 番	吉	田	哲也

欠 席 議 員 （ 0 名 ）

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 細 井 隆 則

書 記 西 田 絵 美

吉 田 敏 江

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長 馬 場 正 実

理事兼会計管理者
兼 会 計 課 長 岡 田 博 之

総 務 課 長 原 田 敏 明

地域力推進課長 富 田 幸 彦

人 権 啓 発 課 長 中 尾 政 弘

税 住 民 課 長 今 西 靖

福 祉 課 長 北 広 光

保 育 園 長 富 岡 初 代

福 祉 課 主 幹 小 川 恭 仁 子

総合施設整備課長
兼 診 療 所 事 務 長 但 馬 宗 博

国保診療所医療担当課長 馬 場 か よ 子

農 村 振 興 課 長 松 井 幸 則

建 設 事 業 課 長 井 上 博 丞

議 事 日 程 別 紙 の と お り

会 議 に 付 し た 事 件 別 紙 議 事 日 程 の と お り

会 議 の 経 過 別 紙 の と お り

会 議 録 署 名 議 員 7 番 畑 武 志

8 番 小 西 啓

議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の委員会調査及び一部事務組合議会等の報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 3 号 令和 7 年度和東町一般会計予算
- 議案第 4 号 令和 7 年度和東町湯船財産区特別会計予算
- 議案第 5 号 令和 7 年度和東町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 6 号 令和 7 年度和東町介護保険特別会計予算
- 議案第 7 号 令和 7 年度和東町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 8 号 令和 7 年度和東町簡易水道事業会計予算
- 議案第 9 号 令和 7 年度和東町特定環境保全公共下水道事業会計予算
- 日程第 7 議案第 10 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 11 号 和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 12 号 和東町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 13 号 和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 14 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 15 号 和東町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 13 議案第 16 号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 14 議案第 17 号 和束 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例

日程第 15 議案第 18 号 和束町石寺景観展望施設の設置及び管理に関する条例の
制定について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（吉田哲也君）

皆さん、おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまから、令和 7 年和束町議会第 1 回定例会を開会いたします。

町長、挨拶。

○町長（馬場正実君）

改めまして皆さん、おはようございます。

和束町議会令和 7 年第 1 回定例会を開催させていただくに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ご多忙の折にもかかわりませずご参集賜り、重ねてお礼を申し上げます。

季節は 3 月に入りましたが、今朝は鷲峰山が雪化粧と寒い朝となりました。ここ数日、寒暖の差も大きく、この寒暖差が和束茶の香気に大きく影響するとも言われ、2 か月後には和束茶の摘採の真ただ中になり、今年も活気あふれるまちとなることを期待するところでございます。

さて、念願でありました鷲峰山トンネルも 2 月 2 4 日に開通し、和束～宇治田原間だけでなく、広域な交通の往来が始まろうとしています。また、和束町健康総合福祉交流センター「c h a n o v a」の竣工式を終え、令和 7 年 4 月供用開始に向け、現在、庁用備品の納入など、供用開始に向け最終の準備段階に入ってきています。

また、重ねて、前回の議会で承認いただきましたデジタルポイントカードです。これにつきましてはこの 3 月に発送させていただき、住民の方々に利便性が少しでもよくなるよう、そして、和束町内での消費拡大が図れるよう願っているところでございます。

今期定例会には、令和 7 年度予算の提案をはじめ 2 6 議案の提案を予定しているところです。議員各位におかれましては慎重審議をいただき、全ての議案につきまして

ご採択賜りますようお願いを申し上げ、令和7年第1回定例会開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。今期定例会お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、畑 武志議員、8番、小西 啓議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月24日までの18日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から3月24日までの18日間と決定いたしました。

日程第3、議長より報告いたします。

監査委員より、令和7年1月31日現在の例月出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてご覧ください。

次に、会議規則第127条の規定により実施いたしました議員派遣については、お手元に配付しております一覧表のとおりでございますので、ご覧ください。

また、1月27日付けで、杣田区長、前出正実氏から、和束町への要望事項の実現に向けてのご協力についての要望書が出されております。

以上で、報告を終わります。

日程第4、閉会中の委員会調査及び一部事務組合議会等の報告を求めます。

はじめに、総務厚生常任委員長、畑 武志議員。

○総務厚生常任委員長（畑 武志君）

それでは、総務厚生常任委員会報告を行います。

本委員会は、２月２６日に、岡田理事、関係課長等の出席を求め、令和６年度事務事業の進捗状況と令和７年度の当初予算概要について調査を行いました。

はじめに岡田理事から、鷲峰山トンネルの開通、町制施行７０周年、健康福祉交流センターの竣工を終え、新たな気持ちで行政運営に努めてまいりたいとの挨拶がありました。

続いて、令和６年度一般会計予算執行状況の概要説明があり、予算総額４８億２，２２０万円に対して、歳入では３２億５，００６万円。歳出では、２１億６，８７６万円の執行となっている。

繰越事業では、予算額５億２，６８２万円に対し、歳入は４億１，１９７万円、歳出は３億９，７９２万円の執行となっている。

次に、各課からの主な事業の執行状況について。

ふるさと応援寄附金事業の１２月末時点での寄附件数・金額は４０６件、６１６万６，０００円で、ポータルサイトの増により、件数で約１００件、金額で約２００万円増加している。

奈良交通バス利用促進及び各地域の交通空白地の解消目的とした茶源郷乗合交通生活お届け事業の登録者は、１月末現在で３７３人、利用者は１，７２１人であった。

町税については、予算額３億３，７７１万円に対し３億１，３０７万円の収入があり、９２．７％の収納率であり、国民健康保険税については８２．１４％の収納率である。

価格高騰緊急支援給付の補足給付事業では、均等割のみの世帯への１０万円給付は１５４世帯、子どもの加算は５７人、調整給付は６０１人に給付された。

続いて、質疑に入り、各委員からは、昨年、米の価格高騰や品薄が問題となった。ふるさと応援寄附金の返礼品に米を加えたらどうか。和束町のチャンネルタブレット

はどれくらい視聴されているか。アプリにしてスマートフォンで視聴できる仕組みに変える方が費用も抑えられるのでは。

また、今年度の出生は今のところ４人。このままだと２０４０年、２０５０年にはぐっと人口が減る存亡の危機にある。

「議会の姿が見えない。行政の姿が見えない。昔の町営テレビを復活して、議会中継だけでもとの声がある」等、活発に質疑が交わされました。

続いて、令和７年度当初予算の概要について調査をしました。令和７年度の一般会計及び特別会計予算の総額は５５億２，０５９万円で、対前年度比６億４，１１５万円、１０．４％の減額となっている。

一般会計においては、健康福祉交流センターの完成が減額の主な要因でもある。

当初予算では、子育て支援の充実として、児童発達支援センター運営事業が新規事業として計上されたほか、防災・防犯対策、高齢者対策や子育て支援、公共交通システムの充実など、第５次総合計画に基づいた事業を前年度から継続して展開される。

当初予算については、後日開会予定の予算特別委員会で質疑することで委員会を閉会いたしました。

なお、現地調査として、照明のＬＥＤ化工事が実施された和束Ｂ＆Ｇ海洋センターを視察し、あわせて周辺樹木の状況を確認いたしました。

以上で、報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

続きまして、産業常任委員長、岡本正意議員。

○産業常任委員長（岡本正意君）

皆さん、おはようございます。産業常任委員長の岡本正意です。

２月２５日に開催した産業常任委員会の報告をおこないます。

本委員会では、令和６年度事業の進捗状況の審議とともに、石寺橋架け替え事業に伴う堀尾橋、西谷橋、東出橋の補強工事の現場、石寺景観展望施設の工事現場の現地

調査を行いました。また、令和7年度当初予算の概要について説明を受けました。

冒頭、岡田理事から、2月24日の午後3時に鷲峰山トンネルが開通、供用開始されたこと、健康福祉交流センター「chanova」が完成し、4月オープンに向けて準備を進めていること等報告がありました。その後、各担当課長から、令和6年度事業の進捗状況について説明があり、質疑を行いました。

主な内容は次のとおりです。

健康福祉交流センターの内装、備品等の整備状況について、地域おこし協力隊の中途退職について、首都圏からの移住を促す事業の実績や課題について、祝橋周辺の道路整備について、トンネル開通を受けての町内商店の維持、振興策について、移動販売事業の応募状況、方向性について、健康福祉交流センター建設費用の膨張と町財政への影響、4月オープンにむけての業務への支障の有無について、施設への進入道路と府道との交差点での信号機設置の必要性について、空き家バンク制度の改善について等の質疑がありました。また、地域力推進課より、3月議会で提案予定の「景観展望施設の設置及び管理に関する条例案」の概要について説明がありました。

内容は、施設の名称や場所、使用に関する遵守事項等で使用の許可が必要な場合として、中型バスの駐車が規定され、1回あたり2,000円の使用料の納付を求めています。委員からは、中型バスの許可申請、利用料の納付の方法や受け入れ台数などについて意見がありました。

午後からの現地視察では、まず堀尾橋、西谷橋、東出橋の順番で視察しました。3つの橋の補強は完成していますが、橋の前後の舗装等を残しており、近日中に整備する予定であること、補強部分は耐用年数の関係で、石寺橋の架け替え工事が終了次第、撤去を予定していること等の説明を受けました。その後、石寺景観展望施設の工事現場を視察し、トイレなどの進捗状況を確認、5月の大型連休に利用が間に合うよう工事を進めているなどの説明を受けました。

現地調査終了後、令和7年度予算の概要について、岡田理事と各課長から説明をう

けました。予算につきましては、予算特別委員会で審議が行われるため、最低限にとどめ、閉会といたしました。

以上、産業常任委員会の報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

続いて、一部事務組合議会の報告を求めます。

はじめに、相楽広域行政組合議会、村山一彦議員。

○相楽広域行政組合議会議員（村山一彦君）

それでは、私のほうから、相楽広域行政組合議会についてご報告させていただきます。

2月20日（木）に相楽会館大ホールにおいて、令和7年第1回相楽広域行政組合議会定例が開催されましたので、報告します。

初めに、杉浦代表理事から、組合の主な取組について、「令和7年第1回議会定例会業務報告」等の資料の配付をもって報告がありました。

次に、一般質問の通告がなかったため、議案の審議に入り、まず、同意第1号、相楽広域行政組合監査委員の選任については、令和7年5月25日に委員、仲北悦雄氏の任期が満了することにより、その後任の委員を選任するため 議会の同意を求めるもので、質疑はなく、全員賛成で同意されました。

続いて、議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、「刑法等の一部を改正する法律」が令和7年6月1日から施行されることに伴い、条例中の罰則に定められている用語の「懲役」や「禁錮」を「拘禁刑」に改正するもので、質疑はなく、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第2号、相楽広域行政組合職員の定年等に関する条例及び相楽広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、現行の当組合職員の定年等に関する条例においては、役職定年制度の特例である異動期間の延長に係る規定を設けていないため、役職定年制度により一律に管理監督職から降任することと

なり、公務の運営に著しい支障が生じる可能性があることから、異動期間の延長に係る規定を設けるため、所要の改正を行うもので、質疑はなく、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第 3 号、相楽広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備等を行うため、所要の改正を行うもので、質疑はなく、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第 4 号、相楽広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例については、「育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」の施行に伴い、所要の改正を行うものですが、過去の法律の一部改正に伴い、整理できていなかった事項についても併せて改正する必要があるため、全部改正をするもので、質疑はなく、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第 5 号、相楽広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が令和 6 年 12 月 25 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日施行分より、地域手当・通勤等の諸手当が改定され、本組合職員の給与についても、国家公務員に準拠していますことから、国と同様に、地域手当・通勤手当等の諸手当にわたり整備する必要があるため、職員給与条例の一部を改正するもので、質疑はなく、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第 6 号、相楽広域行政組合職員の旅費等に関する条例の全部を改正する条例については、「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律」が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うもので、質疑はなく、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第 7 号、相楽広域行政組合相楽休日応急診療所設置条例の一部を改正する条例については、相楽会館建替えにおいて、相楽休日応急診療所を木津川市木津保健センターに仮移転することに伴い、診療所の位置に木津川市木津保健センターを規定するため、所要の改正を行うもので、質疑の後、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第 8 号、相楽広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、下水道・浄化槽への切替えによる収集世帯の散在化や直接経費の増加に伴うコスト増加を踏まえ、し尿の収集・運搬業務の安定性を確保するため、し尿くみ取り手数料を現行の 10 リットルあたり 128 円から 143 円に改定するもので、質疑・反対討論の後、賛成多数で可決されました。

続いて、議案第 9 号、令和 6 年度相楽広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）については、令和 6 年度一般会計補正予算（第 1 号）から、歳入歳出それぞれ 787 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 2,100 万 2,000 円とし、歳出では、一般管理費及び商工総務費で、職員人件費に係る増額を一般管理費休日応急診療費、し尿収集運搬経費及びそうらく衛生センター運営経費の不用見込額及び予備費の減額の補正を行い、歳入では、市町村分担金、し尿処理手数料負担金及び浄化槽汚泥投入手数料を減額するとともに、前年度繰越金の増額補正を行うとともに、相楽会館建替事業に係る繰越明許費補正を行うもので、質疑はなく、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第 10 号 令和 7 年度相楽広域行政組合一般会計予算については、令和 7 年度一般会計の予算総額を 4 億 3,300 万円と定め、歳入の主なものは、分担金及び負担金が 2 億 9,729 万 6,000 円、歳出の主なものは、相楽会館建替事業に関する関係経費を含む総務費で 1 億 8,755 万 9,000 円、衛生費で 2 億 2,853 万 1,000 円、商工費で 1,551 万 6,000 円で、質疑の後、全員賛成で可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

続きまして、相楽中部消防組合議会、畑 武志議員。

○相楽中部消防組合議会議員（畑 武志君）

それでは、第１回相楽中部消防組合議会の報告を行います。

相楽中部消防組合議会は、令和７年２月２０日午前１０時から開会されました。

開会に引き続き、署名議員の指名、会期の決定について報告があり、その後、質疑に入りました。

最初に、同意第１号 相楽中部消防組合公平委員会の選任について。

相楽中部消防組合公平委員の任期が令和７年３月１５日をもって満了することに伴い、和束町の北澤三茂氏を選任し、同意を求めるものであり、採決の結果、全員賛成で同意いたしました。

同意第２号 相楽中部消防組合公平委員会委員の選任についてでございます。

相楽中部消防組合公平委員の任期が令和７年５月２８日をもって満了することに伴い、木津川市の尾崎忠教氏を選任し、採決の結果、賛成全員で同意いたしました。

議案第１号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、採決の結果、全員賛成で可決されました。

議案第２号では、相楽消防組合職員の定年等に関する条例及び中部消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

役職定年制の特例である異動期間の延長に係る規定を設けるため、所要の改正を行うもので、賛成者全員で可決されました。

議案第３号では、相楽中部消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するもので、育児休業・介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が施行されるに伴い出

されたもので、賛成全員で可決されました。

議案第４号では、相楽中部消防組合職員の育児休暇等に関する条例の一部の改正についてでございます。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が施行されることに伴い出されたもので、全員賛成で可決されました。

議案第５号では、相楽中部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

令和６年１１月２９日に公布した消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について、令和７年４月１日に施行されるもので、その改正を行うもので、賛成者全員で可決されました。

議案第６号では、相楽中部組合職員等の旅費に関する条例の全部改正についてでございます。

「国家公務員の旅費に関する法律の一部を改正する法律」が施行されることに伴い所要の改正を行うもので、採決の結果、全員賛成で可決されました。

議案第７号では、令和７年度相楽中部消防組合一般会計予算について。

令和７年度は、消防本部（署）の新庁舎が完成する年度となり、庁舎建設の総仕上げとして、運営に関する必要な付帯工事や備品整備に努め、強固な防災拠点を構築していくことで、令和７年度当初予算規模として４１億９,９８０万円で、前年度より２０億７,７２０万円、９７．４％の増額となり、消防組合発足以来の最大規模となっております。

質疑、討論があり、採決の結果、賛成者多数で可決されました。

発議第１号 相楽中部消防組合個人情報保護に関する条例の一部改正について

「刑法等の一部を改正する法律」及び「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、デジタル社

会形成基本法の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、所要の改正を行うもので、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決されました。

以上、中部消防組合議会の報告を終わります。

○議長（吉田哲也君）

続きまして、山城病院組合議会、井上武津男議員。

○山城病院組合議会議員（井上武津男君）

それでは、私のほうから、国民健康保険山城病院組合議会報告を行います。

本議会は、令和7年2月21日午前9時30分から、京都山城総合医療センター会議室で開催されました。

初めに議長の挨拶があり、会議録署名議員の指名、議席の指定、1日かぎりの会期の決定が行われました。

次に、諸般の報告及び議案説明がありました。

さらに、一般質問では、山崎氏、西山氏、齋藤氏の3名があり、理事者側からの丁寧な応答により終了。

日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、損害賠償の額の決定で医療事故に対する医療費、休業に対する補償を求められたもの、320万円の支払い。全員賛成で可決。

日程第6、議案第1号 国民健康保険山城病院組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、令和6年8月8日付、人事院勧告等に基づき、所要の改正を行うもの。全員賛成で可決。

日程第7、議案第2号 京都山城総合医療センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例について

人件費、物価高騰に伴い、個室料金設定の改正を行うもの。全員賛成で可決。

日程第8、議案第3号 介護老人保健施設やましろ使用料、手数料等徴収条例の一部を改正する条例については、食材料費、居住費等の高騰による経費の増加に伴い改

正を行うもの。賛成多数で可決。

日程第 9、議案第 4 号 令和 6 年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計補正予算（第 1 号）については、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ 3,500 万円の減額補正で、全員賛成で可決。

日程第 10、議案第 5 号 令和 6 年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）については、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ 2,754 万 7,000 円の増額補正で、2 億 9,582 万 6,000 円を 3 億 2,337 万 3,000 に改めるもの。全員賛成で可決。

日程第 11、議案第 6 号 令和 7 年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計予算については、収益的収入及び支出では、それぞれ 94 億 6,561 万 8,000 円となり、全員賛成で可決。

日程第 12、議案第 7 号 令和 7 年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計予算については、収益的収入及び支出では、それぞれ 5 億 1,004 万 2,000 円となり、賛成多数で可決。

当日に付託された全ての議案は可決され、この日の日程を終了いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（吉田哲也君）

続いて、広域連合議会の報告を求めます。

はじめに、京都府後期高齢者医療広域連合議会、高山豊彦議員。

○京都府後期高齢者医療広域連合議会議員（高山豊彦君）

それでは、京都府後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。

令和 7 年第 1 回定例会は、2 月 14 日午後 1 時 30 分から、都ホテル京都八条で開催されました。

初めに、発議第 1 号 京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、京都市の青野仁志議員から提案があり、

賛成者多数で可決されました。

続いて、連合長から、承認第1号及び議案第1号から第9号までの説明の後、一般質問では、京丹後市の平林議員から、「被保険者証の有効期限が到来した場合や保険料滞納者への対応について」、京都市の玉本議員から、「高額療養費制度等の見直し案の影響について」、「高齢者施設におけるマイナ保険証及び資格確認書の取り扱いについて」、久御山町の巽議員から、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋における広域連合の取り組みについて」等、質問がありました。

次に、承認第1号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）につきましては、被保険者証の返還に応じない者に対する過料規定を削除、また、急患等として、医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の徴収猶予の取扱いを定めるもので、全員賛成で承認されました。

次に、議案第1号 広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正は、育児休業・介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、必要な措置を講じるもので、全員賛成で可決されました。

次に、議案第2号 副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の改正につきましては、賛成者多数で可決されました。

次に、議案第3号 後期高齢者医療に関する条例の改正は、低所得者に対する保険料の負担軽減を図ることを目的とする高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に基づき、5割及び2割軽減対象の算定に係る所得基準額を引き上げるもので、賛成者全員で可決されました。

次に、議案第4号 個人情報保護に関する法律施行条例等の改正につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「懲役」等が廃止され、これらに代え「拘禁刑」が創設されることから、必要な既定の整備を行うもので、賛成者多数で可決されました。

次に、議案第 5 号 令和 6 年度一般会計補正予算（第 2 号）は、補正額 9,369 万 1,000 円で、歳入では、国庫支出金（長寿健康増進事業に係る特別調整交付金）、前年度繰越金による増額。歳出では、市町村が実施する長寿健康増進事業に対する補助金による増額で、賛成者全員で可決されました。

次に、議案第 6 号 令和 6 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、補正額 32 億 6,233 万 1,000 円で、歳入では、前年度繰越金の増等、歳出では、令和 5 年度の療養給付費負担金等の精算による返還金の増等で、賛成者全員で可決されました。

次に、議案第 7 号 令和 7 年度一般会計予算は、総額 11 億 8,345 万 7,000 円で、賛成者多数で可決されました。

次に、議案第 8 号 令和 7 年度後期高齢者医療特別会計予算は、総額 4,439 億 892 万円で、賛成者多数で可決されました。

次に、議案第 9 号 広域計画（第 5 次）の変更については、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、広域連合及び市町村が行う事務について「被保険者証」を削り、新たに「資格確認書等」を定めるもので、賛成者多数で可決されました。

次に、請願第 1 号 京都府後期高齢者医療保険料・窓口負担の引き下げなど、制度の改善と国への意見書を求める請願書及び請願第 2 号 国に従来の後期高齢者医療被保険者証の交付を求める請願書については、いずれも賛成者少数で不採択となりました。

以上報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

続きまして、京都地方税機構広域連合議会、井上武津男議員。

○京都地方税機構広域連合議会議員（井上武津男君）

それでは、私のほうから、京都地方税機構議会報告を行います。

本議会は、令和 7 年 2 月 7 日午後 2 時から、京都ガーデンパレス 2 階、葵の間で開

催されました。

初めに、議長の挨拶があり、諸報告、議席の指定、会議録署名議員の指名、当日 1 日かぎりでの会期の決定が行われました。

日程第 5、議員選出、監査委員 1 名が欠員となっており、後任者の選任人事案件議案、与謝野町、山崎良麿氏が全員賛成で可決。

日程第 6、議案第 1 号から第 3 号まで広域連合長の説明があり、日程第 7、長岡京市の小原明大氏による一般質問があり、理事者側の丁寧な応答により終了。

日程第 8、議案第 1 号 令和 7 年度京都地方税機構一般会計予算は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 24 億 1,356 万 1,000 円となり、賛成多数で可決。

議案第 2 号 令和 6 年度京都地方税機構一般会計補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 6,903 万 5,000 円を増額し、予算額を 27 億 1,027 万 4,000 円となり、全員賛成で可決。

議案第 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件、刑法等の一部改正により、令和 7 年 6 月 1 日から施行されることに伴い、関係条例の所要の改正を行うとともに、経過措置を設けるための整理条例の制定。賛成多数で可決。

日程第 9、笠置町の松本俊清氏ほか 2 名の提出者による議案。

議案第 1 号 京都地方税機構議会個人情報保護条例の一部を改正する条例は、マイナンバー法の一部改正等に伴う規定整備を行おうとするもの。

次に、議案第 2 号 京都地方税機構議会会議規則一部改正の件。これは多様な人材の参画を促すために、現在、本会議を欠席する事由として例示列举されている疾病、本人の出産に新たに育児、介護、配偶者の出産と家族の看護を加えるもの。

議案第 3 号 京都地方税機構議会傍聴規則全部改正の件は、社会情勢の変化等を踏まえ、傍聴人の着用・携帯物や遵守事項などの規定を整理する改正。

3 案とも賛成全員で可決。

当日に付託された全ての議案は可決され、この日の日程を終了いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

以上で報告を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午前１０時３０分まで休憩いたします。

休憩（午前１０時１８分～午前１０時３０分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第５、一般質問を行います。

一般質問は、答弁を含み１時間以内といたします。再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。答弁は簡潔・明瞭に願います。質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

初めに、高山豊彦議員。

○４番（高山豊彦君）

改めまして、皆様、おはようございます。公明党の高山豊彦でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、１点目、来訪客等の受入れについてでございます。

令和５年５月８日から、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同様の５類感染症となって以降、年々、本町に観光で来訪される方も増加傾向にあると感じていますが、その経済効果と今後の対応について質問をいたします。

まず、１点目、令和６年度の来訪数は、２点目、和東茶カフェ・交流ステーション「和東の郷」の令和６年の運営状況は。

大きな２点目、住民の生活環境の改善について。

この２月２４日に町民の悲願でもあった宇治木屋線鷲峰山トンネルが開通し、城陽

市・宇治市・京都市方面への交通アクセスも改善したことで、自家用車で移動される方にとっては、生活面において大きく変化していくことと考えます。

一方、自家用車を持たない、また運転ができない方々にとっては、トンネル開通による効果の恩恵は薄いと考えます。そうした方々の生活を支える取り組みについて質問いたします。

まず、１点目ですが、（１）茶源郷乗合交通「W a z C a r」の運営についてでございます。

一つ目に、６月以降の湯船地区と湯船地区以外のそれぞれの延べ利用者数は。

二つ目に、今後の計画は。

次に、（２）移動スーパー再開のための取り組みについてお尋ねします。

大きな３点目です。地域猫の取り組みについてです。

以前にも何度か質問させていただきましたが、年々、野良猫の頭数が増加傾向にあると考えますが、その対策について質問をいたします。

まず、１点目には、相楽動物適正飼養推進協議会の活動は、２点目に、飼い主のいない野良猫の去勢手術や避妊手術費用の補助制度の考えについてお尋ねをいたします。

以上、１回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、高山議員からいただきました一般質問について答弁をさせていただきます。

ご質問の１、来訪客等の受入れについてですが、ご承知のとおり、２月２４日、鷲峰山トンネルが開通し、和束町における交通インフラは大きく変化しようとしています。宇治田原方面から大型車が通行するようになり、今後は大型観光バスの往来も想定されます。道路以外の公共インフラ整備のニーズも高まってくることと想定してい

ますが、行政としてすべきこと、民間が資本投資され、整備されるものとしっかり切り分けしていくべきであると考えています。しかしながら、先人の方々が培い、残していただいたこの和東の景観を保全しつつ、和東へ来られる来訪者へのおもてなしは今後も最優先し、数を追うのではなく、和東ならではの受入れができる仕組みづくりに取り組みたいと考えているところです。

「先手必勝」ということわざがありますように、何事にも早く対応すべきであるとするのが本来であると思いますが、主要地方道宇治木屋線鷺峰山トンネル開通したものの、国土軸となる新名神高速道路「大津城陽間の全線開通」予測は6年後でもあり、また、城陽市東部丘陵の開発も新名神開通と同時期が想定されていることもあり、周辺の動向も見据えつつ進めてまいりたいと考えているところです。

しかしながら、昨年半ば過ぎからは、民間企業数社から和東町での起業問い合わせなどもあり、こういった問い合わせについては、敏速かつ慎重的確に対応していきたいと考えております。

来訪客等の受入れについては、民間活力を最大限活用しながら、行政がやるべきことと民間活力にゆだねるところのすみ分けをしっかりと取り組むたいという考えの下、今後とも、議員各位のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、（１）、（２）の詳細につきましては、担当課長から答弁を申し上げます。

次に、２番目の「住民の生活環境の改善」についてでございます。

先ほども答弁させていただきましたとおり、交通インフラが大きく変化したことに伴い、（１）、（２）各々にも大きく変化が出てくると想定してまいりまして、これから各々について、それぞれの担当課において、また住民各位のご理解とご支援を受けながら進めてまいりたいと考えているところで、令和７年度予算にも計上させていただき、令和７年度において進めてまいりたいと考えています。

過日、２月１６日実施しました主要地方道宇治木屋線鷺峰山トンネル開通プレイベント「トンネルウォーク」参加者の方からは、高校生の京都方面への通学、特に登校

時の交通手段の確保を何とかしてほしいという声も聞きました。この要望は、一歩的な要望ではなく、とても献身的なお話で、こちらからも令和7年度予算の中でできることから対応していきたいと考えており、関係機関との調整を早期に進めてまいります。

しかしながら、鷲峰山トンネルが開通したことにより、ほぼ木津川市一方であった商圈が、宇治田原町、城陽市、宇治市などの多方面に拡大され、宇治田原町内でお買い物をされる和束町の住民の方を見かける話をよく耳にします。和束町商工業者の育成、活性のことを考慮しますと、トンネル開通を喜んでいるわけにもいかないところも顕著に表れてきているのが現実です。今後は和束町における消費拡大施策を検討する必要もあると考えています。

まちづくりにおける商工業の衰退は、町全体のにぎわいの喪失につながり、死活問題へと発展しかねませんので、新たな課題に向けて取り組んでまいりたいと思います。

なお、（１）、（２）ご質問の具体的な数値等につきましては、担当課長のほうに答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に３「地域猫の取り組み」について答弁させていただきます。

動物愛護の観点から、まずは飼い主のモラルを重視させていただきたいと考えています。

今回は、飼い主のいない野良猫への対応ということで、ご質問の主旨を受け止めての答弁とさせていただきます。

私のところへの直接の苦情はここ最近耳にはしておりませんが、過去の苦情では、野良猫の餌付けをされる方がおられるという苦情をお聞きしたことも多々あったのは事実です。

猫については、制度上「野良猫」という分類が無いことから、取り扱いは慎重かつ丁寧な対応が求められます。この質問につきましても、「（１）相楽動物の適正飼養推進協議会の活動、（２）また飼い主のいない野良猫の去勢手術や避妊手術費用の補

助制度の考えは」の詳細については、担当課長のほうから答弁させますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上、高山議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（冨田幸彦君）

私からは、高山議員の一般質問１の（１）令和６年度の来訪客数についてはお答えを申し上げます。

和束町への観光入込客数は年々増加を続けており、コロナ禍で一旦減少しましたものの、令和５年には過去最多の１９万３，７６２人を記録いたしました。令和６年の観光入込客数につきましては現在調査中でありまして、まだ数字を持ち合わせておりませんが、現時点で把握できております令和６年度の当課所管事業の実績を申し上げますと、４月から１２月までの実績で、農泊体験と日帰りツアーの受入人数は３，３１０人、前年度比１１８％、観光案内所の来所者数は４，６１５人、前年度比１１６％、グリーンスローモビリティの利用者数は４１５人、前年度比１０３％となっており、全体として増加傾向にあると見ております。

以上、高山議員からの一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは私のほうから高山議員の１、（２）和束茶カフェ・交流ステーション和束の郷の令和６年の運営状況についてはお答えさせていただきます。

和束茶カフェは、和束茶に特化した直売所として、現在、民間事業者の方が運営されております。現在、会員数は、地域内外の４３件で構成されております。和束茶カ

フェの会員の入会金 5,000 円、年会費 3,000 円、商品の委託販売手数料は一律 30%、カフェの直接販売品の売上げ、これらの収入によって成り立っております。

過去 3 年間の 1 月から 12 月の実績は、令和 4 年、4,418 万円、令和 5 年、5,279 万円、令和 6 年、6,855 万 2,000 円となっております。

次に、交流ステーションは、地元の野菜や工芸品等の販売、住民や観光客が交流、情報交換できる場、そして住民の方が生き生きと過ごしていただくことができる場となることを目的とされ、現在、和束の郷協議会が運営されております。現在の会員数は 56 名で構成されております。交流ステーションの運営は、会費が入会金 3,000 円、年会費が 3,000 円、商品の委託販売手数料が商品によって異なっておりますが、20%から 30%、これらの収入によって成り立っています。こちらでも過去 3 年間の実績は、1 月から 12 月で令和 4 年が 1,400 万円、令和 5 年が 1,819 万円、令和 6 年が 1,970 万円となっております。

続きまして、大きな 2 番、(2) 移動スーパー再開のための取り組みはについてお答えさせていただきます。

移動スーパー「よろずや茶太郎」に関しましては、令和 2 年度に和束町が車両購入費用を補助して以降は、商工会の財源で運用されておりました。その中で、令和 6 年 8 月 29 日の理事会において事業の継続を断念されました。理由といたしましては、運営費の負担が大きく、毎年大幅な赤字計上であったためと聞いております。その後、移動スーパーの車両を商工会より譲り受けまして、町が実施主体となり、移動スーパーの委託者を令和 6 年 10 月に一度募集させていただきましたが、応募がありませんでした。そのため、12 月補正予算で委託費をご承認いただき、月 5 万円で再度募集をかけさせていただきましたが、こちらも応募が 1 件もありませんでした。現在、町外の企業であります移動スーパー「とくし丸」も一部の地域で移動販売を実施されていることは承知しておりますが、今後も町内の移動スーパーを再開させるべく、委託者の募集を考えております。

次に、３、（１）相楽動物の適正使用推進協議会の活動はについてお答えさせていただきます。

相楽動物の適正使用推進協議会は、動物の適正な飼養管理を啓発し、動物愛護の意識を高めるとともに、動物による被害を防止し、社会生活の安全と公衆衛生の向上を図るために活動している協議会です。こちらは京都府山城南保健所管内の市町村及び開業獣医師で構成されております。

協議会の事業は、動物の飼養相談会や慰霊祭への参加、動物の適正使用のための啓発活動等を行っております。令和６年度については慰霊祭への参加、茶源郷祭りでの動物愛護適正使用、狂犬病予防のための啓発活動等を行いました。

茶源郷祭りでは、獣医師による犬の飼い方や健康等の相談、犬猫の適正飼養、マイクロチップの普及啓発のパネルの展示、啓発チラシや啓発ティッシュの配布等を行っております。

次に、（２）飼い主のいない野良猫の去勢手術や避妊手術費用の補助制度の考えについてお答えさせていただきます。

和東町でも飼い猫のほかに野良猫が多数いることは把握しております。しかし、首輪をしていないからといって野良猫というわけではなく、家の外を散歩している飼い猫であることも多く、町長の答弁でもありましたとおり、野良猫と飼い猫の判断が難しいところです。

本町では、猫は屋内で飼うことや適正な餌やり、トイレの掃除をしましょうといった啓発活動を行っております。

また、京都府内で飼い主のいない猫の避妊手術や去勢手術の助成を行っているのは、近隣では南山城村、京田辺市等があります。本町では、野良猫の去勢・避妊手術の問い合わせを受けることは少なく、現在のところ必要がないと考えておりますが、近隣市町村などを調査研究しながら見定めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、高山議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

皆さん、おはようございます。

私のほうからは、高山議員からいただきました一般質問、（１）茶源郷乗合交通「W a z C a r」の運営についての①番、６月以降の湯船地区と湯船以外のそれぞれの延べ人数はについて答弁をさせていただきます。

奈良交通バス、和束木津線の再編に伴う代替交通の確保、また交通空白地の解消については、地域が主体となって運行することにより、持続可能な地域内交通の体系構築を目指して、茶源郷和束交通運営協議会を設置させていただきまして、現在運行させていただいているところでございます。

６月以降の湯船地区と湯船地区以外のそれぞれの延べ人数でございますが、１月末現在の数値となりますが、湯船地区のご利用につきましては１，１０６人、湯船地区以外のご利用人数は１７４人で、うち、町外の方が４５人、合計で１，２８０人の方にご利用をいただいているというところでございます。

次に、②番、今後の計画はについてでございます。

この計画につきましては、令和７年度からの計画となりますが、現在、湯船地区については定期便ということで、早朝の６時から運行しておりますが、この６時の始発便の和束小学校行きの定期便につきましては、ご利用が少ないということでございますので、来年度からは予約対応させていただき、また、土日祝の運行につきましては、現在、湯船地区のみということでさせていただいておりますが、湯船地区以外でも運行する予定でございます。

また、ご利用者のよりよい公共交通としてご利用いただけますよう、１月に各区長様宛てに、W a z C a r の乗降場所の増設の要望をさせていただいたところでござい

ますが、現在のところ要望がないという状況でございます。今後に引き続きましても要望をお聞きしていきたいと考えているところでございます。

そして、鷲峰山トンネル開通したことによりまして、宇治田原町への運行について延伸させていただくということで、今、計画をさせていただいているところでございます。車両を増設し、通勤・通学者を対象とさせていただいて試験運行する予定でございます。

宇治田原の京阪バスの乗り継ぎまでグリーンティ和束より約１０分、乗り継ぎからＪＲ宇治駅、また近鉄田辺駅までは約３０分で、乗り継ぎ時間を考慮し、５０分から１時間程度で到着するという見込みでございます。

なお、車両の増設のため、今年度におきましてドライバー等の募集をさせていただいたところでございます。

以上、高山議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○４番（高山豊彦君）

それぞれご答弁ありがとうございました。

それでは、まず来訪客のほうから、受入れについて再質問させていただきたいと思っています。

今それぞれご答弁いただきましたように、年々、観光のお客さんであるとか、また、和束茶カフェ・交流ステーションへの来店者も年々増加しているという状況にあるかなというふうに思います。これは本当に町を支える茶産業にとりましても、やはりいいことだろうなというふうに思います。これからますます、またトンネルを開通して多くの方が来られる、また来ていただけるような取り組みを進めていかなければならないというふうに考えております。

しかしながら、交流ステーション、和束の郷の１人当たりの購買単価というのはや

っぱり低い。どうしてもカフェのほうはお茶が中心ですから、やはり価格帯が違うということもあるのかなというふうに思うわけですが、一方で、交流ステーションのほうで、この間いろいろある中で、来年度以降、4月以降の運営について非常に厳しいというお話も聞いております。なかなか人件費が出ないとか、そういったお話も聞いているわけですが、やはり先ほどご答弁にもありましたように、交流ステーション、和東の郷は高齢者の方の家庭菜園なりで作られた野菜の販売をしていただく、そういった生きがいにもつながる。また、いつまでも高齢者の方が元気にそういった農業をしていただけるような、またそういった環境づくり、それと町内外の交流の場ということで設置されたものというふうに認識をしております。そういう意味からしますと、そういった場所がこの4月以降なくなるというのは非常に残念な話でもございます。

今、本町のほうで茶源郷和東、オープンエアミュージアム、茶源郷ティーパーク実施計画ということで、これのプロポーザルを進めておられるわけですね。プロポーザルが決定して、業者からの提案が3月17日が成果物の提出期限というふうになっておりますけれども、仕様書の中では、和東茶カフェ直売所の運営強化、交流ステーションの運営強化、和東香りガーデンの設置運営、農家レストランの誘致・設立・運営、茶ミュージアムの誘致・設立・運営、宿泊施設の誘致・設立・運営というのが継続する事業として出されております。こういった中でいきますと、もう既にされているのか分かりませんが、今、提案をしていく事業者が今後そういった事業についてどう関わっていかれるのか、その辺りはいかがですか、町長。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

現在、委託を出しているのは、反対にそのプロポーザルをやるための仕様づくりという形になりますので、まだ現段階で業者がどうのこうのというところには至っており

ません。

もう一つ、今回のオープンエアミュージアムで目的としていますのは、民間活力をどれだけ活用できるかということに調査を進めた上で、どういうPRをすることによって民間業者が和東に来ていただけるかということについての調査を中心に行っていて、これをもって和東町の商工産業ですね、これを推進させたいというのが目的でございます。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○４番（高山豊彦君）

分かりました。

まだ、そしたらプロポーザルというのは、これから行われるということなんですね。企画提案書の提出ということで、令和６年１２月２３日１７時までということで、そこから選定されたのかなというふうに思っていましたので、分かりました。

そうしたら、その提案でプロポーザルで事業者が決定するわけですが、それを受けて各担当課、またいわゆる和東茶カフェであるとか交流ステーションの事業運営について、どのように展開していくかということがそこで提案されるということでよろしいですか、町長。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

ご理解としましては、そういうご理解をしていただければありがたいです。

要するに、プロポーザルに出すための今のうちのポテンシャルですね、それをしっかり調べていただくこと、それでプロポーザルの内容を組んでいくということで考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○ 4 番（高山豊彦君）

分かりました。

しっかりとそのあたり、この間プロポーザルでいろんなご意見も議会の中でもありました。しっかりと今後のやっぱり来訪者を受け入れる中核となる部分でもございますので、そこはまた町の発展についても大きな部分になるかと思いますので、そこはしっかりとまたよろしくお願いいたします。

続きまして、住民の生活環境の改善についてでございます。今、総務課長のほうからもご答弁いただきましたが、今後、宇治田原方面への運行であるとか、利用が少ない 6 時台の定期便ですね、これを予約型にするとか、土日祝の湯船区地域以外の運行ということでございますが、宇治田原への延伸につきましては 4 月からされるのか、それとも令和 7 年度中にそういう方向に進めようとしているのかいかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

主なところだけ私のほうで答弁させていただきます。

基本的には令和 7 年度中に計画をしたいと考えております。これにつきましては、宇治田原との関係もございますし、また京阪との関係もございますし、また併せて有償運行になりますので、これは許可の関係もございますので、この辺の整理を全て進めていった上でその先を見たいと。

ただ、先ほど総務課長が答弁しましたように、それに向けての予算につきましては、令和 7 年度予算に計上させていただいておりますので、その点につきましては、ご承認賜りたくお願いしておきます。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○ 4 番（高山豊彦君）

分かりました。

令和 7 年度中にこれからそういう方向に向けて進められる、取り組まれるということですね。

町長の答弁にもございました、私もトンネル通信のアンケートを読ませていただきました。この中でも、通学で使えるようになればうれしいとかいうご意見もございました。町長の答弁からも、朝の登校のときだけでもというような答弁でございましたが、私、ちょっと定期代を計算してみたんです。

公共交通の分として、今現在ある和東町河原から多分、宇治田原町に行くのであれば、この役場周辺から乗り継いで行かれるのかなということで想定をして、河原から加茂駅まで奈良交通は 5 6 0 円なんです。加茂から J R の宇治駅まで、これが運賃が 5 1 0 円になります。これのそれぞれの定期代なんですけど、通学定期 1 か月で奈良交通の部分につきましては乗換えのアプリでは出てこないんですね。奈良交通の部分を見てもここの定期代というのが表示されていないので、奈良交通のほうの定期代早見表で計算をしまして、5 6 0 円でいきますと 1 か月 1 万 8 , 7 7 0 円になります。これの半額補助ということで 9 , 3 8 5 円が負担になるということになります。

J R につきましては、やはり通学定期というのは割引率が高いので、7 . 5 割引になりますということで、1 か月 7 , 5 6 0 円になる。これを足しますと、通学定期 1 か月で 1 万 6 , 9 4 5 円ということになります。

河原から今ありました宇治田原バスセンターまで、これは一応 W a z C a r の運賃を 6 0 0 円ということで仮定をさせていただきますと、通常、路線番号の定期代、通学定期というのは 4 割引というのが非常に多いんです。京都京阪につきましても 4 割引になってます。それで計算しますと、1 か月当たり 2 万 1 , 6 0 0 円になります。これも同様に半額補助しますと 1 万 8 0 0 円ということで、宇治田原のバスセンターから宇治駅まで 4 6 0 円の運賃になります。1 か月、通学が 1 万 6 , 5 6 0 円。これ

は京都京阪バスの定期代の早見表のほうで調べました。

これをトータルしますと、和東河原から宇治駅まで運賃が1,060円で、1か月3万8,160円、これは片道半額、W a z C a r の分を半額にしますと2万7,360円ということになるんですね。

これを見ますと、例えば登校のときだけでもということであれば、当然、J R を使った通学定期が購入されると思うんですね、帰りがありますから。これを回数券にしますと非常に高くなるんで、定期にしますと7.5割引きですから、当然、通学定期を購入されるだろうと。そうしますと、1か月半額補助をしたとして1万6,945円プラス宇治田原を経由した片道の運賃というのは必要になってくるわけですね。そうなりますと、大きな1万5,200円ほどの追加費用が要るわけですよ。それで利用されると読んでおられるかどうかなんです。まず利用されないだろうと私は考えてます。

そういう意味でも、確かにトンネルができて、そこに地域交通を走らせるということで利便性が向上するだろうという考え方は分かります。ただ、それが通常の例えば奈良交通の便数のように頻繁にあれば利用もしやすくなる。それが、1日1便が2便、3便でどれだけの需要があるかという、ほとんど見込まれないと思う。和東の中で、例えばこの役場周辺で宇治田原行きに乗換えをされるとすれば、周辺から来て和東の役場周辺で乗り換えて、また宇治田原に行って乗り換えて、また宇治駅に行って乗り換えて学校周辺まで行かれるということになるわけですよ。これだけ頻繁に乗換えをしないといけない交通システムを誰が利用するのかな。まして高額になるわけですから、そのことを十分に考える必要があるだろうというふうに思いますから、そこはこれから慎重に考えていただきたいなというふうに思います。

やはりせっかくW a z C a r という地域公共交通ができたわけですから、健全な運営ができるようにこれから進めていただきたい。それと、W a z C a r の本来の目的とは何か。奈良交通の利用客の増加を求めているんですよね。バス停まで遠い地域から

奈良交通のバス停まで、そういう移動手段としてW a z C a rを利用させていただいて、奈良交通を利用させていただくことによって、奈良交通に対する赤字補填を減額されるだろうということでこういうシステムがあると思うんです。そのことも十分に考えていただく必要があると思いますが、町長いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。まず、1点目でございます。

基本的に、私のほうもその辺の計算はした上で、一万四、五千円は高くなるなど。正規の金額でいくと高くなるなということは承知済みです。先ほどの答弁でも言いましたけども、和東町から全額定期補助を受けながらバス定期を買って通学している子どもさんが何人かおられます。そういう子どもさんの保護者とも話もさせていただきながら考えているところでございますので、その点につきましては、そこをどうするかという点。

まず、1点は、確かにお金は高くなることは分かっていると。それでも朝一便を送っていくことを考えると、その分の費用と時間を考えていくと有利になるんじゃないかという献身的なご意見をいただいている部分もございます。この点についてはもう一回じっくりと、言いつ放しじゃなく、そちらの要件もあるだろうし、こっちもできることはできるということ、できない事はできないとはっきりしながら話を聞くのもいいのかなという話はしておきました。これについては先ほども言いましたように、令和7年度中にしっかりと審議をしていきたいというふうに思っております。

それと、令和7年度予算で車の購入を考えながら地域公共交通の充実を図りたいということにつきましては、現在、町内で路線のない部分、営業できない部分という形のところが各地区の中に一定ございます。これに対して小型の車を導入することによってそういう車両がその辺まで入っていければ、もう少しそれが使えるんじゃないか

ということで、車両につきましても小型化を考えております。

ただ、これにつきましては規制の問題がございますので、その辺がどこまで対応してもらえるかというのも含めながら、区も含めた中で検討しなければならないという点は1点問題点に残っております。それも全てのことを加味しながら、どういう地域空白地の地域公共交通を確立していくのかというのは、まだまだ模索する点があると思いますので、それは準じできるところから、できないところについてはご理解願いながらしっかりと前へ進めたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○4番（高山豊彦君）

今、町長の答弁からでもございましたが、やはりどれだけW a z C a rの利用客を増やされるか、それは以前から言ってますように、なるべくならドアツードアのほうが利用しやすくなる。

先ほど総務課長の答弁にもありましたが、各区長のほうに乗降場の増設をしてるけども、上がってきてないということなんですね。住民の方の中で車に乗られてる方になれば、あまりその辺りが民間に捉えられておられないところがあるかというふうに思うんですね。ですから、やっぱりそこはただ単に回覧等でそういうものを求めるよりも、やはり高齢者の方が集まられるところもあるわけですから、そこで説明をして直に声を聞いていただくということも大事なのかなというふうに思います。

実態を見てますと、私のところには、ここにつくってほしいというのが何件か来てます。というのもありますのでね、実際はそういう要望もあるわけです。ですから、そこはしっかりとその辺り、調査する方法も検討していただきたいというふうに思いますし、今、車両の小型化というのがございましたが、やはり小型化することによって、より家の近くまで入ることができますので、そのことで利用客も増えてくるんで

はないかなというふうに思いますので、まずはそこで利用客の増を図るべきだろうなと。そのために町内の全域の中で乗降場を増設していく。より入れるところまで、より細かく入れるようにしていくというのが、まず今、差し当たって取り組むべきことじゃないかなというふうに私は考えておりますので、その辺りはまた再度検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、移動スーパーの関係ですが、この１２月からですね、補正予算が通ってから再募集をかけられたということなんですが、この募集の方法はどういう形で再募集をかけられたのか、そこだけ課長、お願いできますか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

１０月も１２月も全てホームページによる募集のみです。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○４番（高山豊彦君）

ホームページの募集だけということですね。行政としてなかなか進めづらいところではあるかと思うんですが、１２月の町長答弁でも、各種団体等と調整をする中で募っていきたいという答弁をされておられます。そういう意味では、やはりホームページの募集だけではなくて、団体との話し合いなり調整も必要でなかったのかなというふうに思います。ですから、今後より早くそういったことが再開できるように進めていただきたい。

先ほど町長の答弁にもございました、加茂地域の、木津川市の地域の移動スーパーも週１回なり２回、西和東地域までも入っておられますから、そのことによって町内

のそういう商業者の圧迫につながっているということになるわけですから、これからやはり町内のそういった商店さんがますますまだこれから頑張ってもらえるような、そういった取り組みにつなげていく移動スーパーにしていきたいというふうに思いますが、町長、いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

私も最初の答弁で申しましたように、和東町のにぎわいの商工業者の衰退は死活問題であるというふうに考えております。できる限りいろんな方向性を見いだしたいと思っておりますが、ただ個人的な形での移動スーパーというのはなかなかやり始めるのも終わるのも個人の判断になりますので、これにつきましては一定団体との協力を願いたいということで、一定募集をさせていただいたのが、前回、前々回の募集でございます。

今後につきましては、これでも募集がないということは見えてきていますので、次の段階としましては、団体のほうにまずお声かけをしながら、個人商店ないしは納品できる方々とタグを組んでいただけるような整理をしていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○４番（高山豊彦君）

ぜひ、そこはよろしくお願いいたします。

最後になりますが、地域猫の取り組みでございます。

京都府の動物愛護推進計画、これは令和１３年３月までの計画機関として今後取り組まれているところでございます。この中には、先ほど町長の答弁でありました飼い

主のモラルの問題というのもございます。この中で推進されておられるのが、最近、犬が放し飼ってほばないと思います。猫につきましては、やはり放し飼いが中心になってくるかなということで、そういった様々な問題というのでも発生している状況にあると。その中で室内飼育ですね、これを計画の中でもうたわれておられます。個人のことで申し訳ないですが、私のところも3頭いてますが、全て3頭とも1回も外には出してません。一応そういう不妊手術は済ましてます。そういうことで自分のところの猫を守っていきたいという思いでやっているわけです。これも全て3頭とも保護猫です。捨てられてた猫です。

そういった形でやってるんですが、やはり放し飼いをしてますと、動物ですから外でいろいろあるわけで、そのことが野生の野良猫の増加につながっていく部分でもあるのかなというふうに思うんですね。ですから、やはり室内で飼うとかわいそうだからとか言われる方もおられます。自由にさせてあげたいと。結果として、自分のところの家の中じゃなくて外で不幸な猫を増やしていることになるんですよ。それをどう対策していくのかというのが京都府の計画だと思うんです。ですから、しっかりとそこはそういった形につながるような啓発も必要であるでしょう。

また、野良猫の矯正手術等につきましては、以前もお願いをしたんですが、なかなか行政としても取り組みづらいところだと。先ほどもありました、どれが野良猫でどれが飼い猫か分からないということもありますから、そこもあってなかなか手がつけられない。そのことから、住民からの相談もなかなか入ってこない。行政に言ってもできないというのがあるかと思うんですね。ですから、そこは実際は困っておられる方もおられます。

今回、この問題を取り上げさせていただいたのも、ある方が、近所にかなりの頭数がありますので、自分のお金で10頭ほど不妊手術をされたそうです。近所の方がちょっと協力するわということで協力もしていただいたということなんですが、やはり実際は地域でそういう問題というのは発生してるんですよ。

その方曰く、自分のところでは何とか10頭ほどそういう処理ができたけども、まだまだ町内でいろんな問題があるでしょうと。野良猫が多くいるので、何とかそういった支援制度ができないのかなという相談があったんです。そういうことで、今回この質問をさせていただいたんですが、私もこれまで不妊手術等の相談を受けて、あるNPOの方に2回ほどお願いをしたことがあるんです。そういった部分で、無償でやっていただけるシステムがあるということを聞きましたので、ちょっと私、調べてみました。

そうしますと、公益財団法人動物基金というのがある。ここは1頭でも多くの猫に不妊手術を施すことが殺処分ゼロを実現する最も有効な手段ということで、これは無料でやっていただけるんです。この中にさくらねこ無料避妊手術事業ということで、行政枠というのもあるんです。行政なりNPOなり団体がそれを申請することで無償でやっていただけるという部分なんですね。こういったものを活用して町内の困っておられる方の支援ができないかなというのが今回この質問の趣旨でございます。そういったところの取り組みをですね、ぜひやっていただきたいと思うんですが、町長、最後にいかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

高山議員の質問についてですけども、私もその件についてよくよく分かります。私も職員時代に担当したこともありまして、この件についてはかなり問題だと理解しております。ただ、これも個人的な話にはなるんですけども、そのときに私の中で一番最後の話がひっかかった点でございます。これは猫をここにいるから届けられた方が避妊手術をした、そこまでいいんです。その後にその猫をどこに帰すか。その場所には返して欲しくないという話になるわけです。そうなってくると行政が一旦預かつ

た猫を行政が飼わなくてはならないというような形になってしまいますので、結果的には殺処分になってしまったという事例が何件かございまして、そういう点につきましてはなかなか難しい部分があったりもしますので、先ほど農村振興課長も答弁しましたように、猫に名札をつけて、どこの家の持ち主だとなかなかやりにくいというのが現実あったりもしますので、ただ、猫の習性につきましては家に住むということになりますので、その辺のところも十分検討しながら、できることはできる範囲でやっていきたいと思っておりますので、また担当課のほうからそちらのほうに問い合わせもするなりしながら、できる方法を検討しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○４番（高山豊彦君）

確かに難しい問題はいろいろあるかと思えます。当然、住民の方のご理解、またご協力もいただかないとなかなかできない問題だなというふうに思えます。ただ、そういう支援制度については検討いただいて、住みよい環境で整うように、また、かわいそうな動物をつくらないように、そういう取り組みも大切だと思いますし、また初めの部分で商業者、また移動につきましても、やはり住民の方が安心して暮らせる環境になるわけですから、それにつきましても今後しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（吉田哲也君）

高山豊彦議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後１時３０分まで休憩いたします。

休憩（午前１１時２２分～午後１時３０分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

山本達也議員。

○ 3 番（山本達也君）

山本でございます。午後 1 番目で通告書に基づいて質問させていただきます。

冒頭まず、今回、大船渡市の森林火災がありまして、被災されました方にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方にお悔やみを申し上げたいと思います。

今回の大船渡市の森林火災ですけれども、焼失面積が 2,900 ヘクタールということで、大船渡市の面積の約 9 % が燃えてしまったという状況にあります。日本という国は森林が多くて、国土に占める森林面積は 67 % ということで有数の森林大国なんですけど、振り返りましてこの和束町ですね、山に囲まれた森林のまちと言えるかと思います。ぜひとも、人による不注意ですとか、火の不始末による災害が起こらないように、一層の注意喚起を町長にもよろしくお願いいたします。

では、一般質問に入ります。

第 1 番目に、令和 7 年度に行うべき町の喫緊の課題、優先順位ベスト 5 というふうに書いておりまして、これはあえて優先順位をつける必要はなく、五つの項目を挙げていただければと思います。

2 番目に、茶農家の高齢化に伴う後継ぎ問題の課題を役場としてどのような方法で解決できると思うか、その方策はということで、高齢化に伴ったりとか、今、現役でやっていらっしゃる農家さんも徐々に歳を重ねられて、茶農家というのを辞めざるを得ないという状況になっていく可能性もございます。そういったときに、その後継ぎ問題というのをある程度形としてシステム化といいますか、形としてするような方策が必要ではないかと思いますので、その方策があればお伺いしたいと思います。

3 番目に耕作放棄地が放置されていると、そういう現状がありまして、その放棄地自体を新たに新規就農者の方、そういった方に誘致を行って、そこをまた農地として使えるようにする、もしくは放棄地になる前に、そういった引継ぎを行うような仕組

みですね、そういったものができないかということで、役場としての具体的な取り組みがあればお伺いしたいと思います。

4 番目に、これは人口減少に対することなのですが、町外へ流出する人口の食い止め策として、抜本的な対策、また町外へ出た方がもう一回、和東に戻ってきたくなるというような自然策ですね、そういったものをお伺いできればと思います。

5 番目に移住希望者が急増しているというような現状がございまして、和東という土地、和東という場所が結構移住したくなる場所ということで、人気が出てきております。その中で空き家不足というのがやはりありまして、今空いている空き家があるにもかかわらず空き家バンクに登録してもらえない、多くの空き家があるのにそこに住めないという状況がずっと続いております。そういった中で、先般から移住希望者の方が2組ほど待ち切れず、和東以外のところへ移住されてしまったということもありまして、これは結構大きな問題で、せっかく人口が増える方向に向かおうとしているときに、そういった空き家がないために住めないということでほかの町を選ばれるというのが出てきておりますので、それについても、空き家バンクに登録してもらうための抜本的な対策や取組み、これをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、山本議員からいただきました一般質問について答弁をさせていただきます。

1 番の令和7年度に行うべき町の喫緊の課題優先順位ベスト5について答弁させていただきます。

私としましては、今期提案させていただきます令和7年度当初予算全てが最優先と考えていますので、先ほど議員も述べられたように、ベスト5というような優先順位

は今のところございません。

令和7年度は、本町組織の機構を大きく改革する初年度ともなりますので、何よりも事務が円滑に進めていくことに、理事を筆頭に担当課長中心に、職場の職員が一丸となって事務事業に取り組み、また職場環境づくりに取り組んでまいります。

喫緊の課題につきましては、継続事務事業の完遂だと考えています。継続事務事業は今必要なメニューばかりなので、窓口業務やソフト事業は即時対応の住民サービスであり、ハード事業は早期完成が必須でもあります。

和東町住民が望んでおられることでもありますので、住民のご理解とご支援のもと、進めたいと考えています。その上で近未来を見据えた行政事務のあり方などについて、職員の方々と議論を重ね、持続可能な「茶源郷和東」のまちづくりに取り組みたいと考えておりますので、更なる議員各位のご理解とご支援をお願い申し上げます。

なお、山本議員からいただきました他の質問につきましては、事業実施事例も交え、担当課長のほうから答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

それでは、私のほうから、山本議員の2、お茶農家さんの高齢化に伴う後継ぎ問題の課題を役場としてどのような方法で解決できると思うか、その方策案についてお答えさせていただきます。

現状のお茶農家の後継ぎ問題については、農協及び山城南農業改良普及センターと連携し、認定農業者に対しまして、令和5年度から年に1回、次世代総点検と称して、約50名の認定農業者のうち毎年数名選定し、面談を行っております。面談におけます主な意見といたしましては、農業者によっては、自身の子どもや親族から要望があれば後継ぎも考える人が、他人を後継者とする考えはないという意見が多く、高齢化に伴う後継者問題に困っているという意見は特段見受けられませんでした。そのため

当町といたしましては、親族以外の方に対しての信頼関係を築くことを目的として、マッチングなどの支援策を続けていきたいと考えております。

続きまして、３、耕作放棄地が放置されている現状、新規就農者誘致について、役場としての具体的な取り組みについてお答えさせていただきます。

現在、耕作放棄地については、利活用できない放棄地が全体の１割から２割程度ございます。平成２６年度は約６００ヘクタールあった農地が、令和６年度は約４００ヘクタールと３割程度減少しております。そのため過去１０年における新たな耕作放棄地は２００ヘクタールとなり、利活用できないと思われる放棄地はその中の２０ヘクタールから４０ヘクタール程度あると思われます。

本町は中山間地であるため、地形的に急傾斜が多く、作業効率が平地に比べて悪い点が見受けられます。また、ほかの作物を栽培しようとしても、長年放置されている茶畑については、茶の木を抜いて開墾しなければならないため、手間がかかり、利活用できない放棄地も数多くある報告を受けております。このような耕作放棄地については、山本議員もおっしゃられましたが、放棄が開始される前に利活用が行われることが望ましいと思いますが、先ほども答弁いたしましたとおり、子どもや親族以外の方に後を継がせたくないと考えておられる方も一定数おられ、新規の方への農地の貸与が困難であることなどの事情から、利活用ができない放棄地となっている現状もございます。このような現状を改善するためにも、新規就農者の誘致や定着促進に向けて農業者と密接な関係を築けるよう、農村振興課では随時相談を行っております。

過去１０年の記録によりますと、新規就農者１２名のうち約半数以上の方が現在も農業に従事されております。また話合いの場を持ちながら様々な意見を受け入れ、耕作が不便な農地、労働負担がかかる農地など、農地改良事業の導入、不便でなくても荒廃しつつある優良農地の利活用、担い手の貸し出しなどが円滑に行えるよう、農業委員会等で協議が進められております。

以上、山本議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

山本議員からいただきました一般質問、大きい4番、町外へ流出する人口の食い止め策として抜本的な対策は、また、町外へ出た方が和束町に戻ってきたくなる支援策案について答弁をさせていただきます。

本町のまちづくりの指針であります第5次総合計画並びに第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、「和の郷 知の郷 茶源郷和束」としてこれまで培ってきた豊かな自然や文化・歴史に育まれたなりわいを大切に、住民との協働を基本としながら、様々な取り組みを進めてきたところでございます。

しかしながら、本町におきましても人口減少が続いているということでございます。2020年3月1日の人口が3,846人、2025年3月1日現在3,364人で、自然動態・社会動態合わせまして、5年間で482人減少しているという状況でございます。1年間に約100人ずつ程度減少しているというところでございます。

この少子高齢化の加速に歯止めがかからないという状況となっております。こうした状況をしっかりと認識させていただき、強い危機感を持って人口減少対策に取り組んでいかなければなりません。そのためには、新発想で果敢に攻める政策も勇気を持ってチャレンジすることも必要であるというふうに考えております。

本町では、今般、国や府の総合戦略を勘案しつつ、「和の郷、知の郷、茶源郷和束」を将来像とする第5次総合計画の基本計画に挙げております将来人口や交流人口を見直すために、今年度より第5次総合計画の後期基本計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に向けて現在取り組んでいるところでございます。

本町を取り巻く社会情勢の変化に適切に対応させていただくとともに、令和8年度以降の5年間で取り組むべき分野の基本的な方向性を明らかにし、将来像の現実に向

けたまちづくりとして住民の皆様に積極的に参加いただき、協働のまちづくりの推進を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、山本議員からの一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（富田幸彦君）

私からは、山本議員の一般質問、5、移住希望者が増加する中、空き家を空き家バンクに登録してもらうための抜本的な対策や取組みはについてご答弁を申し上げます。

和束町の空き家バンクを利用して家を探そうとされる方は年々増加しておりまして、令和3年度には20件を、令和5年度には30件を超えて、今年度は50件に迫る勢いとなっております。増え続けるニーズに応えるため、本町では空き家バンクの登録物件数を増やす取組みを行ってまいりました。毎年、町から送付する固定資産税通知書に空き家バンクのリーフレットを同封し、空き家の所有者に直接、空き家バンクへの登録を促したり、昨年度からは宅建業の資格を持つ方に空き家コーディネーターを委託し、空き家情報の収集、それから不動産売買・賃貸に関する専門知識を生かした助言等をお願いしていきたいということをやってまいりました。

このような取組みの結果、昨年度の空き家バンク新規登録数は12件と、それまでと比較して倍増し、今年度も現時点で10件と、昨年並のペースで推移しており、現在も新規登録の相談を複数受け付けているところでございます。このようにして供給を増やしてきたところでございますが、冒頭申しました件数のとおり、それ以上に需要が伸びているのが実態でございます。

物件所有者が空き家をそのまま保有し続けている理由につきましては、1軒1軒異なりまして、様々な事情が背景にございますことから、何か一つの対策だけで容易に解決できるものではないというふうに考えております。このため、当課の担当職員と

委託先の和東町活性化センターの担当者が、現在、各区の区長様を訪問し、空き家の状況を丁寧に聞き取って情報収集をさせていただくとともに、空き家バンク制度の周知をお願いするなどしているところでございます。

また、現在は、湯船地域と東和東地域が指定されております移住促進特別区域を中和東地域、西和東地域にも広げられるよう、関係区長様と協議を進めているところでございます。

移住促進特別区域に認められますれば、所有者が行う家財の撤去等への補助上限額が5万円から10万円に、移住者が行う家屋の改修の補助上限額が90万円から180万円に引き上げられるほか、京都府税の不動産取得税の2分の1軽減というものが受けられるようになるなど支援が拡充されますことから、空き家バンクの登録促進に一定の効果が見込まれるものと考えております。このように地道な取組みを着実に積み重ねることで、少しでも多くの空き家を登録いただけますように努めてまいりたいと考えてございます。

以上、山本議員からの一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

失礼します。

先ほど山本議員の一般質問の中で4番の答弁があったんですが、抜けておりましたので、改めて答弁をさせていただきます。

抜本的な件でございますが、少子高齢化も含めまして、自然減も含めまして、人口減少している中にもかかわらず、まだ流出する人口があるということでございます。

これにつきましては、個人的な私見も入りますけども、基本的には、町内での雇用対策等々をどういう具合にしていくかということについて、もう一度検討する意味があるのではないかと考えております。

これにつきましては先ほど総務課長のほうが答弁しましたように、第5次総合計画の後期の部分で、その部分についてもしっかりと検討していきたいということを考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

では、まず1番目から質問させていただきたいと思います。

すいません、私のここの項目の問い方が悪かったのか、令和7年度に行うべき町の喫緊課題というふうに書いておりまして、役場の喫緊課題という形になってしまってたんですかね。町全体のしなければいけない課題というふうな捉え方をしておりまして、ちょっと私なりに考えた五つ、お伝えできればと思います。

今上がっております一つはやっぱり空き家の対策ですね、これも私、議員になりましたからずっと話をしているところでもあるんですけども、いまだに空き家がいっぱいある中で、空き家バンクに登録していただけない物件が多いということで、これはどうでしょう、何か問題点といいますか、アプローチの仕方といいますか、今までと変える必要がそろそろ出てきてるのかなというふうに思います。

今、特区ということで、空き家所有者の方が手放すときに5万円が10万円になるというところは非常にうれしいといいますか、所有者の方が少しでも手放すことに対しての原動力になるような気はいたします。

それプラス何かですね、これは一緒に考えていかないといけないことだと思うんですけども、もう少し手放しやすい何か条件をつけるとかいうことが必要かなと思います。

2番目に移住・定住施策というところの中で、今回トンネルが通りましたので、あちらの宇治田原のほうに工業団地がございます。そういったところへ就職すると、雇

用を求めるということであれば、和束町というのは、ある意味、どこにでも行きやすい中心部といいますか、周りの市町村に行きやすい場所でもありますので、和束をベッドタウンにするような構想も一つ、移住定住を増やすことにはならないかと。要するに、雇用を周りの地域に求めて、和束は住むところですよというような政策というのはどうなのかなというふうに思いました。

3番目に、和束はお茶のまちでございますし、お茶の産業が基幹産業ということになると思うんですけども、もう少しお茶農家さんに対してというか、お茶に関しての何か専門の部署が役場にあったらいいなというふうに思います。これは後ほど出てきますけれども、今のお茶に関してのことでいろんなことがあると思います。今の後継ぎ問題も耕作放棄地の問題も、お茶をPRすることですとか、今回、万博へ出展するというようなことも全部含めて、お茶に関わる仕事は結構多くありますし、お茶農家さんもかなり多くありますので、そういったお茶に関しての専門部署というのは役場の中にあればいいなというふうに思いました。

もう一つ、4番目に、やはり先ほどお話しされていた交通もですね、これが宇治田原ですとか木津へ行けるような新たな交通、そういったものが必要なのではないかと。この令和7年度に行うべきということであれば、そういった交通網プラス、その交通網の中にやはり高齢者の方のケアもあると思います。

今、社協のほうでボランティア送迎ですかね、福祉送迎ということで病院まで送るということはあるんですけども、病院へしか逆に行けないんですね。それが例えば買物へ行きたいですとか、駅まで行きたいですとか、免許証を手放された方がもう少し気楽に利用できるような、そういった交通網というのも今後必要ではないかというふうに考えます。

5番目に広報、宣伝・告知、前から言われてます町の今の状況、いいことがいっぱいあるのに、それがちゃんと発信されていないというのが前々からの問題で、これはホームページだけではなくて、今の世の中ですね、いろんな役場も含めて、もう少し

S N Sとか、そういったものも利用されてるところも多々あります。町としてではなくて、ある部署としてですとか、例えば今、和東町ですと活性化センターがそういうことを担う場所かもしれませんけれども、そういったもっと広報に力を入れるべきだというふうに思いました。

すみません、問い方が悪かったので、役場のほうの中の課題ということになってしまいましたが、私としてはこういった五つを挙げさせていただきました。

次、2番目にまいりたいと思います。2番目のお茶農家さんの高齢化に伴う後継ぎ問題という点なんですけれども、この中で先ほど認定農業者というお話が出たと思うんですけれども、この認定農業者に対してということで、認定農業者とはどういうことかというのをお話しいただけますか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

山本議員のご質問にお答えさせていただきます。

認定業者といいますのは、市町村によって様々異なっておるんですが、和東町が定める認定農業者につきましては、和東町長が定める多様な農業経営の指標の達成に意欲と能力を持っており、年間おおむね150日以上、農業に従事しているなどの要件を満たすことで、和東町長より認定されている農業者のことを指します。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

認定農業者と後継ぎ問題というところで、そういった方々が主になって後継ぎのことも考えていただいているというふうな感じで受け取れたらいいんですけど、そうい

うことであると思います。

あとですね、これは全般に通して、3番のほうの耕作放棄地も同じようなご回答があつて、自身の子ども・親族、そういった身内の方以外に継がせないよというふうな風潮があるということなんですけれども、もちろん役場の職員の方も人数に限りがあるということで、きめ細かな対応というのは非常に難しいかもしれないんですけれども、結局、人間関係を築くというところでは今もやってらっしゃると思うんですけれども、役場の中で相談を待つという形ではなくて、もっと外へ出て、かなり親近感を持ってやっていただければなと思います。

農業・農地、そういった関係以外に、ほかのこともちょっと相談に乗ってあげるとかいうようなきめ細かな、と言ひ方は失礼ですけど、御用聞き的といいますか、そういったものが人間構築、信頼関係に当たっては大切なと思いますので、そういった形で取り組んでいただければと思います。

3番の新規就農者の件に関してですけれども、12人が入ってこられたと。これは何年間で12人でした。すいません、お願いします。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

山本議員のご質問にお答えさせていただきます。

平成25年度から令和6年の間で約12名の方です。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

その期間でというのであれば、やっぱりまだ少ないように思います。もう少し何か

増えていくような方策というのがないかというふうに思うんですけども、いろんなイベントがありまして、ちょっと統括に入るといえるか、2番、3番の関係する総括ということになるんですけども、後継ぎとか新規就農者、そういった耕作放棄地に関しても取組みをされているということで、その中で、ちょっとお茶農家に特化した部分で、今のそういった就農者がですね、就農したいという方の人口を増やすということの中で、茶業振興のPRですとかイベント企画ですね、今年また2月1日に開催された農水省や厚労省が協賛や講演をしている新農業人フェアというフェアがあって、そこに各自治体の事業者とか、そういった方が参加されてるというようなこともありまして、そういったところも利用しながら情報を収集するですとか、発信するですとかいうことが必要なと思います。

今後そういったところにも積極的に参加をするというようなことになると、やはりお茶関係の専門部署が要るのかなと。そういったことに積極的に専任で取り組むような部署が要るのかなというふうに思いました。

すみません、長々となりましたが、次、4番、町外へ流出する人口の食い止め策として抜本的な対策はということで、かなり昔に、前堀町長時代にもこのお話をさせていただいたことがあるんですけども、町長にお願いできればなと思うんですが、今、和東町の役場の通勤されている方の約半分以上が町外からというふうにお聞きしています。これはそれぞれの方々の事情があって、それをどうこうということはないんですけども、できたら、今、町外の方に、例えば、こういった事情で町を出られたとか、何かがあったら戻ってこれるのかとか、そういったところを無記名でもいいですので、アンケートを取っていただいて、その流出をされる根拠といいますか、理由といいますか、また戻ってこれない理由とか、そういったものを一回調査されてはどうかと思ったんです。これは最も身近な役場の中でということで、そういったことによって何か食い止めるヒントを得られないかということがありまして、そういったアンケートを取るようなことっていかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

基本的に、個人のプライバシーがありますので、なかなかそういうアンケートを取るって難しいと思います。

ただ、うちの窓口のほうで、転出者・転入者に対してはいろいろアンケートを取ったりとか転出理由・転入理由というのは聞いてますので、その中で確認してますと、婚姻が一番大きな原因になってるのかなと思います。それについて、これは和東町というよりも全国的な政策の中で、一戸建て住宅で核家族という政策がかなり広がってますので、この関係で、同居をしないという形が多くなってきたのが一番大きな原因かなと思います。それと、あとはいろんな生活環境の問題もあって、奥さんの仕事が、旦那さんの仕事が全然違うとこであったりということもありますので、その辺で中間地点とかっていう形で住居を構えるというようなことが出ているのも事実だと思ってます。

一度、職員ともそういう対話の場を持って、どういうことがあるのかというのは、個人的に意見を聞くということができると思いますので、また仕事の中でそういうことが聞けることがあればまた確認したいと思います。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

一つ、先般、議員の視察で和歌山県の印南町というところに行ってきました。その話の中で、町と民間が協力して、アパート等、集合住宅を建てて住まいを確保しているという話がありました。本町には一般の方が住むアパートというのはあまりない

ということと、町営住宅はありますけれども、収入制限があつて、一般の普通の方が入ることができない。こういったアパート等も含めた住居を確保する取組みというのは、町のほうでできるものでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

基本的に、この後の質問でもあるんですけども、デベロッパーがそういう話が出てくる場合については、こういう協議をしていくというのは可能だと思います。

ただ、行政が行う場合においては、基本、法制度にのっとりやりますので、何らかの制限が入って、それがいろんな形の方でいろんな公平性を保っている部分があったりもしますので、一概に何もしないの無法でやるというのはなかなか難しいところもございますので、この辺りについては、町とやるというよりも、先ほどいろいろのところで私も答弁してありますが、やっぱり民間との連携ですね、そういうことも含めながら、できることはやろう、できないことは諦めていこうということで取り組んでまいりたいと思いますので、その点についてはご理解のほうをよろしく願います。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。分かりました。

では、次、5番目、最後になります。移住希望者が増加する中、空き家を空き家バンクに登録してもらうための抜本的な対策や取組みということで、これも今も話にも出てきておりましたけれども、これについて、かなり以前から同じような質問をさせていただいていて、活性化センターと町のほうで取り組んでいただいて、確かに空き

家というのを確保できているとは思うんですけれども、移住希望者が増えたということもあって、まだまだ全然空き家が足りないという状況にあります。

いろんなやり方で、先ほどの固定資産税の案内にそういったメッセージを入れていただいているということもありますけれども、現実問題として、あまり状況が大きく変わっていないというふうに思います。ここでお伺いしたかったのは、そうではなくて、もう少し違うアイデアみたいなものがあればお聞かせいただければと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（富田幸彦君）

現時点では先ほど答弁を申し上げたとおりでございます。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

4月から機構改革ということをおっしゃっていただいてまして、空き家ですとか移住定住に関しては、まちづくり応援課というところが対応するということをお伺いしております。

見ていますと、まちづくり応援課というのはかなり守備範囲が広いといいますか、事業の項目が多く書かれていたのも、大変だなというふうなイメージがあるんですけれども、そういった中で、この移住・定住に関しては、空き家に対して新しい何か考え方といいますか、やり方というのが出てくればいいなと思うんですけれども、今後それは考えていただくようお願いをして、質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

山本議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまより午後２時２０分まで休憩いたします。

休憩（午後２時０８分～午後２時２０分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

岡本正意議員。

○６番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。ただいまから一般質問を行います。

まず、第１に、戦後被爆８０年に当たって、町としての取組み、認識について伺います。３点伺います。

１点目に、和束の戦争の歴史、戦争体験を継承し、記録を伝え、遺す取り組みをしていただきたいと思いますと考えます。先の戦争では、和束町でも多くの若者が戦地に動員され、３００人を超える方が戦死されています。また、生き残られた方も様々な形で、あの悲惨な戦争を体験されました。和束の戦争の歴史、また町民の戦争体験を記録し、継承できるのは和束町しかありません。戦後８０年を機に、町行政としてこの事業に取り組んでいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

２点目に、「非核平和宣言のまち」として、日本の核兵器禁止条約への参加を求める行動をしていただきたいと思いますと考えます。

昨年、日本被団協がノーベル平和賞を受賞し、唯一の戦争被爆国である日本の一日も早い条約への参加を求める内外の声が高まっております。しかし、政府は未だに参加に背を向け、今開かれている締約国会議へのオブザーバー参加すら行っておりません。政府の姿勢に被爆者の方からは失望とともに「はらわたが煮えくり返る」と怒りの声があがっています。非核平和宣言をするまちとして、今こそ声をあげていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

３点目に、今、政府が進める暮らしと福祉、経済を壊す大幅な防衛予算増額、軍備増強に反対していただきたいと思いますと考えます。

先日、政府の新年度予算が衆議院を通過しましたが、防衛予算だけが異常に突出する大軍拡予算となっております。その一方で、高額療養費や学費の値上げ、消費税減税の拒否など、暮らしや福祉の切り捨て、経済破壊が進められようとしております。これは先の戦争の深い反省を土台にし、戦争放棄と恒久平和、基本的人権の尊重等を柱とする憲法の原則に反するものではないでしょうか。町長の明確な答弁を求めます。

次に、安心できる国民健康保険をについて伺います。

町は、来年度の国保税については据え置くと伺っており、それ自身は大事なことでありますが、現下の異常な物価高騰が続く中、現状維持では極めて不十分です。その立場から３点伺います。

１点目に、今、問題となっております高額療養費制度の改悪、負担増に反対し、白紙撤回を政府に要請すべきと考えます。

このお昼のニュースで、政府は強い批判に対して、８月からの引上げについては見送るというような判断をしたということが報道されましたが、撤回したわけではありません。このような冷酷な制度の改悪を認めるわけにはいかないというのが私の考えですけれども、ぜひとも町長にも白紙撤回を求めていると思います。

２点目に、均等割や平等割の負担軽減を求めたいと思います。

最低でも、負担能力のない子供の均等割の廃止軽減を求めます。

３点目に、葬祭費の増額を求めます。

次に、住宅の整備、確保について伺います。

２月２４日に念願の鷺峰山トンネルが開通したことをうけ、いよいよ今後のまちづくりの方向性が重要となる局面を迎えました。特に、定住の促進につなげる施策が大切であり、そのためにも、住宅の整備、確保が急がれると考えます。議会では１月末に和歌山県の日高川町、印南町を訪れ、このテーマでの研修を行いました。これも踏まえましてあらためて伺いたいと思います。

１点目に、これは先ほど山本議員が触れられましたけれども、民間の賃貸住宅整備

の誘致の取り組みの検討です。これは印南町の取り組みを参考にしたものでありますが、本町としての可能性や条件には違いがあると思いますけれども、検討する余地はあるのではと考えています。先ほども一定の考えを述べられましたけれども、改めて町長の考えを伺いたいと思います。

2点目に、やはり一定数の公的な住宅整備は必要というのが研修も踏まえた私の結論です。町長のお考えを伺いたいというふうに思います。

次に、水道料金の減免、し尿くみ取り料金値上げを転嫁せず、補填を求めます。

最後に、将来にわたる茶業の担い手確保の方向性について伺います。

これも先ほど山本議員が若干触れられておりましたけれども、私なりに2点伺いたいと思います。

1点目に、茶業の後継者、担い手の現状、今後の見通しについて町としてどう認識されているか、答弁をお願いします。

2点目に、茶業を基幹産業とする町として、後継者や担い手を増やし確保する方向性、取組みをどう進めるのか、改めて答弁を伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、岡本議員からいただきました一般質問「和束での戦争の歴史、戦争の体験を継承し、記録を伝え、遺す取り組みを。非核平和宣言のまちとして、日本の核兵器禁止条約への参加を求める行動を。暮らしと福祉、経済を壊す大幅な防衛予算増額、軍備増強に反対を」についてから答弁をさせていただきます。

議員各位、職員も含め、この議場にいる方全てが戦争の実体験をしておらず、戦争の悲惨さを語るということは聞き伝えにしかすぎません。戦地に向かう兵士の心情や銃口を向けられる恐怖感などは想定すらできないと思います。

さらに、戦後 80 年、核兵器が戦地で使用されたこともなく、私、個人的な主観も一部入った答弁と取られかねませんので、ここは前置きをさせていただきますが、誤解なきようよろしくお願いいたします。

本町におきましては、昭和 56 年 9 月、「英霊の面影」を編さんし、明治維新以来、祖国の危急におもむき、さんげせられた御英霊の面影をしのび、感謝の意を新たに、歴史が続く限り永久に語り継がれ、たたえられ、忘れられるものではないと私は考えています。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、世代としましては 2 世代から 3 世代と移り変わり、語り継がれにくくなっているのも現実ですが、今もなお世界情勢に目を向けますと、ロシアとウクライナなど戦時下にある地域があったり、軍事力、武力を持って民衆を弾圧支配しているという行為は後を絶たず、人権を尊重できない社会は各地に存在していると言わざるを得ません。

このような社会情勢において、私は「専守防衛」は必要不可欠であり、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のために必要最小限にとどめ、また保持する防衛力を自衛するための必要最小限のものに限るなど、憲法にのっとり受動的な防衛戦略の姿勢をいうものであり、我が国の防衛の基本的な方針であると私は考えています。

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成 26 年 7 月 1 日閣議決定）においても、憲法第 9 条の下で、許容される「武力の行使」は、あくまでも、同閣議決定をお示しした「武力の行使」の三要件に該当する場合の自衛の措置としての「武力の行使」に限られており、我が国又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃の発生が前提であり、また、他国を防衛すること自体を目的とするものではない。このように「専守防衛」は、引き続き、憲法にのっとり受動的な防衛戦略の姿勢というものであり、政府としては、我が国の防衛の基本方針である「専守防衛」を位置づけているところでございます。

防衛費予算については地方自治体での議論するものではなく、国策として進めていくもので、地方自治体としましては、限られた予算の中で、ご指摘の福祉施策等に取り組んでまいりたいと考えていますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

次に、「安心できる国民健康保険を」、「高額療養費制度の改悪・負担増に反対し、白紙撤回を政府に要請を」ついてですが、今回の高額療養費制度の見直しについては、高齢化や高額薬剤の普及等により高額医療費総額が年々増加しており、結果として、現役世代を中心とした保険料が増加してきたため、セーフティーネットとしての高額療養費の役割を維持しつつ、健全な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図るために見直しされるということで聞いております。

所得区分に応じたきめ細かい制度設計とし、平均的な収入を超える区分については、一定の率より高い率で引き上げる一方、所得の低い方に対しては一定の配慮を行い、引き上げ率の緩和が行われます。

また、長期的な治療を続ける患者には負担を据置きをするということとされています。

政府は、本年8月から3年間かけて段階的に引き上げを検討しておりましたが、先ほど岡本議員からもありましたように、今日の昼の大ニュースでは、この点については凍結をするということでございます。

先ほど述べましたことを十分考慮しながら、新たな政策が国のほうで示されると思いますので、これにつきましては今後しっかりと見据えながら、できるだけ住民負担が少なくなるよう本町についても検討していきたい。それについては今後の課題であると考えております。

あと、（２）（３）につきましては、担当課長のほうから答弁をさせます。

３番、住宅の整備、確保について、（１）、（２）、それから水道料金の減免、し尿くみ取りの料金値上げを転換せず補填を、５、将来にわたる茶業の担い手確保の方向性については答弁させていただきます。

住宅整備ですが、ここ数年、町営住宅の応募状況を見ますと、募集倍率がかなり低迷しているのが実情です。和束町が整備できる住宅は、基本的に低所得者向けの住宅ですので、所得制限もあり、応募しにくいという声も聞きますが、高額家賃設定をした住宅を整備するというのは福祉政策の目的から逸脱しますので、整備目的には沿いません。

ご質問のとおり、民間住宅の整備誘致については検討する余地はありますが、私の職員時代、また現職就任後も、そういったデベロッパーからのお話ありませんし、重ねて、景観行政を主眼に行政運営を行う自治体としましては、景観にそぐわない開発は抑止せざるを得ないことも踏まえ、慎重に進めていくべきであり、現在進めています空き家の活用に合わせ、慎重に進めたいと考えています。

次に、「水道料金の減免、し尿くみ取りの料金値上げを転嫁せず補填を」について答弁させていただきます。

過去の定例会にもご答弁させていただきましたとおり、私の考え方、方針は変わっておりません。

物価高騰など経済状況が非常に悪化していることは私も認知していますが、町財政も頻拍する現状に踏まえ、住民サービスを滞らすことは最悪の事態を招くこととなりますので、使用者に応分の負担についてはご理解を賜りたくお願い申し上げたい次第でございます。

最後に、「将来にわたる茶業の担い手確保の方向性は」についてですが、近年、インバウンド景気が良好で、宇治茶の販売は好調で、販売規制が発生しているという情報も併せてあります。今後数年この景気は持続するという予測もありますが、先日もNHKニュースに茶農家が取材を受けていましたとおり、宇治茶ブランドとしての価値はゆるぎない価値を保持しているものの、和束茶としての知名度はまだまだ確立されておらず、行政としましては、この部分をどのように高めていくかが課題であると認識しており、主要地方道宇治木屋線鷲峰山トンネルの開通や第5次総合計画で進

めていますオープンエアミュージアム計画など民間活力の積極的な導入を進め、和束町のポテンシャルを活かしながら、買い手市場から売り手市場へと移行できるよう施策を模索したいと考えています。

ここで1点、茶農家を含む住民の方々をお願いしたいことは、品質の低下やフェイクな話題を提供するのではなく、全ての住民の方々が和束町の持つポテンシャルを最大限にPRいただき、相乗していただけるようお願い申し上げ、私の考えを答弁させていただきます。

以上、岡本議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

あと、括弧等につきましては、担当課長の方から答弁をさせます。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

それでは、私のほうから岡本議員の一般質問にお答えいたします。

大きな2番、安心できる国民健康保険を、（2）均等割や平等割の負担軽減を、最低でも子どもの均等割の廃止、軽減をということでいただいております。

国民健康保険は、被保険者、国、都道府県、市町村がそれぞれ係る医療費について、法律で定められた負担率、負担割合の中でお金を出し合い成り立っていることから、生活支援という観点からは、独自の軽減というのは難しいのではないかと考えております。

また、被保険者に負担いただく保険税については京都府の標準保険料率算定結果を基準としておりまして、和束町は3方式を採用しておりまして、今年度は応能割として所得割で50%、被保険者均等割31%、世帯別平等割19%、これで応益割として50%となっています。

しかし、令和5年度実績で見ますと、所得割の応能割が約60%で、均等割・平等割の応益割が約40%と、応能割に比重がかかっている状況でございます。

また、応益割には低所得者への軽減制度があり、これに加えてのさらなる軽減についてはこのバランスが著しく崩れることになり、税負担の公平性の観点からも難しいものと考えております。

同じく、子どもの均等割の廃止軽減につきましても、ご存じのとおり、令和４年度からは未就学児に係ります均等割分については、低所得者への軽減制度に加えて５割軽減が公費により実施されているものの、それ以外の子どもの分については、同様の理由から難しいと考えております。

ただ、和束町では、子どもの１８歳までの医療費の無償化や給食費・修学旅行費の無料化などが実施されており、そちらの方面で国保世帯だけでなく、全ての子育て世帯を対象とした政策を実施しているところでご理解いただきたいと思います。

続きまして、大きな２番の（３）葬祭費の増額をについてでございます。

現在の葬祭費につきましては、平成２７年度に３万円から５万円に引上げされ、現在に至っております。全国的な市町村での葬祭費の給付額については、東京２３区が７万円や一部の市町村で１０万円以上の給付を行っているところもありますが、大半の市町村が１万円から５万円の給付となっています。近畿管内で見ますと、奈良県、和歌山県が全市町村で３万円、京都、滋賀、大阪、兵庫、三重県が全市町村で５万円の給付となっております。

葬祭費に係ります費用については、物価高騰等の影響から年々上がる一方、新型コロナウイルス感染症の流行後以降は、家族葬等による葬儀規模の縮小もされているところでもあります。

また、後期高齢者医療に関わります葬祭費についても、現在５万円の給付となっております。そちらとのバランスや近隣市町村等の状況等も参考に調査研究をしてまいりたいと思います。

以上、岡本議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

それでは、私のほうから、岡本議員の大きな5、（1）茶業の後継者、担い手の現状、今後の見通しをどう認識しているかについてお答えさせていただきます。

先ほども山本議員にお答えした内容と重複いたしますが、新規就農者については町から支援しており、把握しております新規就農者は過去10年で12人おり、半数以上が現在も農業を行っておられます。

また、後継者につきましても支援事業を実施しており、近年ですと認定農業者の3名の方が支援を受け、現在も相談を受けている状況です。

新規就農者及び後継者は、茶業振興を進めていく上で非常に重要なことであることから、引き続き、新規就農者の誘致や定着促進、後継者への支援を継続して実施していく必要があると考えております。

続きまして、大きな5、（2）茶業を基幹産業とする町として後継者や担い手を増やし確保する方向性、取り組みをどう進める考えかについてお答えさせていただきます。

先ほども申し上げたとおり、引き続き支援は実施していく必要があると考えておりますが、人口が減少していく中で、現状よりも担い手を大幅に増加させるのは難しいと考えております。

しかしながら、町の基幹産業であります茶業の振興に資するため、担い手の確保に加えて、効率的に農業を実施するための政策を進めております。現在実施しております事業でいいますと、協同生茶と省力化推進事業や産地生産基盤パワーアップ事業等において、お茶の機械の購入や工場を建設する際の補助の実施を行っております。

また、策定中の地域計画におきましては、策定の過程において、農地の現状や現在の耕作者年齢などから将来の農地の状況をまとめ、耕作放棄地が出ないよう地域で共有できるようになっております。

以上、岡本議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それでは、再質問させていただきます。

まず、1番目の戦後被爆80年に当たっての関係でありますけれども、まず先に、これは町長に指摘だけさせていただきたいと思っておりますけれども、この文の3番の政府の今進めている大軍拡ですね、そういったものにやはり反対をしていただきたいという関係ですけれども、戦争体験を継承するということは、過去の問題ではなく、そこからどう学んで、二度と戦争の過ちを繰り返さないという今に生きる私たちの態度が問われているということだと思っておりますね。

先ほど町長は、今の日本の必要最小限の備えであるとか、また専守防衛を基本にしてとか、いわゆるこちらから攻めるんじゃなくて、攻められたときにどう対応するかだというふうに言われました。ただ、やはり今の政府が進めている内容を本当にしっかりと見ていただきたいと思うんですけれども、本当にそうなのかということなんですね。

予算としても、これは新年度予算の先ほど通った分がよく使われるグラフですが、今回の2025年度予算案の主要経費別の前年度比伸び率というのがあるんですけれども、この防衛予算だけがいわゆる前年物価上昇率を上回って9.5%まで伸びているということなんですね。ほかの部分で言うと、社会保障や文教科学、公共事業、中小企業、食料安定供給も含めて、全てそれより下回っているんですね。いわゆる農村にとって一番大事な食料安定供給の部分でいうとマイナスになっているんですね。こういうのが今の実態なわけなんですね。幾ら必要最低限の備えが仮に必要なとしても、これはあまりにやはり度を越してないかと。町長が言われている専守防衛や必要最小限の備えというものに合致しているのかということを私はよく考えていただきたいと

いうふうに思うんですね。

今、政府が進めている敵基地攻撃能力というのは、攻められたら攻め返すということではなくて、実態として、あれはこちらから攻めるということなんです。必要最小限に食い止めるというような武器ではないんです。精華町の大学校にもこれから12校の大学校がつくられようとしていますけども、そこに貯蔵される予定のミサイルというのはトマホークなんですね。あれはアメリカが常に先制攻撃のときに使っているミサイルなんですね。だから、建前じゃなくて実態からよく考えていただきたいと思うんですね。やはりそういう危険なですね、日本を再び戦争に巻き込むような動きを今、政府は進めているということを地方自治体の長としてね、先ほど防衛については国で議論すると言われたけど、そこで決まったことが全て地方自治体の皆さんの暮らしにかかってくるんですよね。下手をすれば、前の戦争の教訓からすれば戦場に駆り出されるわけですよ。だから、それは国が決めたことだからとか、国が決めたことには逆らえないとか言ってる場合ではないというね、町長としての平和を守る覚悟というのが、この戦争体験を継承するという意味で態度が問われているということを指摘しておきたいというふうに思います。

それで、戦争の歴史や戦争体験の継承記録という意味ですけども、この間、町のほうでは8月に原爆展をしていただいて、そのときに地域の救助の会の人たちと一緒にあって平和の展示をこの間させていただいています。この4年間ほどは体験者から話を伺って証言として記録する取り組みをされております。内容は空襲警報の記憶であるとか、また大阪の空襲のいわゆる真っ赤になった景色ですね、そういった記憶であるとか、また疎開の受け入れや交流、また出征兵士を見送った記憶であるとか、大陸からの引揚げの苦しみや肉親を失った悲しみなど様々なんですね。

一つだけ紹介しておきますと、これは当時お聞きしたとき80代の方でしたけども、こういうふうに言っておられます。

学校の帰り道に空襲警報が鳴り出し、B29が飛んできてすぐに地面に伏せて身を

守っていました。あるとき、B 2 9 によって原山近くの三角山に日本の飛行機が落とされて、兵隊さん探しに父親が出かけていったことを覚えています。

親戚の一人暮らしのおばあさんの家に行っていたら一人息子が出征していて、負傷して帰ってきた戦友が一人息子の死亡の知らせを持ってきたので、そのおばさんは外に飛び出して、「息子が死によった」と大声で叫んでおられた、こういうようなことを言っていたんですけども、本当にどの証言も貴重なものばかりでした。

先ほど和東町で300人を超える方が戦死されたということを紹介しましたが、これはやはり単なる数字の問題ではなくて、それだけの命が失われて、その人の未来というものが奪われたわけですね。その方が生きておられたら、もしかしたら生まれてきたかもしれない命も失われている。生き残った方も、もし違って死んでいたら、先ほどこにいる人は戦争体験していないというふうに町長は言われましたけども、大本になる父親とかおじいちゃんとかいなかったら、もしかしたらいないかもしれないですね。そういう意味では本当に戦争というのは、それだけ人の人生を大きく左右する。それがやっぱり戦争のむごさだと思うんですね。ですから、どのような理由があっても戦争を許してはいけないし、この思いをしっかりと次世代に伝えていくということが大切だというふうに思います。

そこで、具体的にお願いしたいのは、今、全国の自治体でも戦争体験の証言を例えば動画で残して、ホームページで視聴できるようにされている。また、これは長野県の須坂市の取り組みですけども、いわゆる太平洋戦争の証言というものを募集していますというようなお知らせをされて、そういうのを集めておられるというようにホームページに紹介されておりました。こういったことを今、全国各地でされております。少し検索いただいたらよく分かると思うんですけども、ぜひ和東町としても、こういった具体的な戦争体験を後世に残していく、子どもたちにやはり伝えていくという取り組みを進めていただきたいと思いますけども、もう一度その辺、町長、お願いできますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

実は私のおじいちゃんは満州事変に行っておりましたし、それからおばあちゃんの証言で言うと、和東町にB29の燃料タンクが何個も落とされたという話は子どもの頃によく聞かせてもらった話もあります。そういった中で戦争というものは絶対やってはいけないというのは私も同じ思いをしています。それと、人権の問題にとりましても、人を人と扱わない、武器として扱うようなことですので、これはやってはいけないというように思います。その点につきましてはいろいろ検討しながら、今の情勢に合わせながらいろんな方法があると思いますので、その点についてはご理解を願いたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

ぜひ、そこは検討をお願いしたいんですが、やはり子どもたちもいろいろと学校での授業であるとか、去年は平和学習というのを久しぶりにされましたけども、そういう取り組みもされておりますが、やはり自分たちが住んでいるこの和東にも戦争の歴史があったことや、また身近なおじいちゃん、おばあちゃんの世代など、ところでそういう経験をされて、本当に平和をかみしめておられるということを身近に知ることが、やはり大きな意味での戦争はあかんとか、平和でありたいというような思いにもつながっていくというふうに思いますので、ぜひ和東町として残せるそういったものをつくっていただきたいというふうに思います。

それから、非核平和宣言のまちとして核兵器禁止条約への参加について、先ほどちょっと町長から答弁いただいてなかったというふうに思うんですけども、今述べまし

たけども、この間、和東中学校のほうで長崎への修学旅行の取り組みをされておりまし、また今言いましたように、昨年、小中学校平和学習などをされたことは大変貴重ですばらしい取り組みだというふうに思っております。こういう子どもたちが学び培う平和への思いを生かすためにも、日本の条約への参加が大変待たれてると思うんです。彼らが被爆者の方から直接証言を聞いていますけども、そこから学んでいるのは、核抑止では世界平和は守れないというね、核兵器で脅し合うことで平和を保つというような考えではなくて、やっぱりなくすということが大事なんだと。緊急になくしていく、そこにやはり学んでいることがあると思うんですね。ですから、やはりその思いは町としても平和宣言のまちとしても代弁して、政府に一日も早い条約への参加を促していただきたいと思うんです。

その一環として一つ提案しておきたいのは、例えば、和東町も加盟されている平和首長会議というのがありますね。ここでは核兵器禁止条約の早期締結を求める署名をされており、同じく、加盟自治体の京田辺市は市のホームページに平和首長会議の取り組みの紹介もされて、署名用紙やオンライン署名もできるようにされております。こういったことはすぐにでもできることだと思うんですね。やはり和東町として平和首長会議にせっきく加盟もされてるわけですから、こういった取り組みも紹介しながら、政府にやはりそういったことを促していくという意味での取り組みをこういふところからでも進めていただきたいと思いますけども、その辺いかがですか、町長。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今、岡本議員が言われたとおり、和東町の私らの時代は東京観光、それからその後はディズニーランドというような形の修学旅行が今は長崎・広島というところに変わってきている平和学習が始まっているということについて私も存じています。そうい

う意味で言うと、核がどれだけ距離があったのかというのを実体験はできないにしても、それを見て学ぶということについては、かなり考え方が変わっているのかなと思っています。

今の広報とかその辺につきましては、担当課と十分詰めた中で対応したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

ぜひ確認もいただいて、まずできるところからぜひやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、国保の関係に移りますけども、まず高額療養費については、先ほども言いましたけども、8月の値上げについては凍結というか見送りということはしたけども、撤回はされてないんですね。今後議論して、政府としては値上げしたいというのが本音でしょうけども、先ほどの町長の答弁を聞いておりますと、どこかやはり人ごとなんですね。政府の言い分をおさらいされて、それを見守るみたいな話をされていたと思うんですけども、私はそういう問題じゃないと思うんですね。やはり国民健康保険の保険者なわけですよ。目の前の住民の命と健康を守る立場に町長はおられると。これがもし値上げになれば、和東町でも高額療養費を利用されてる方はもちろんおられるわけで、たちまちやはり影響してくるわけですね。

そういった点で、やはりこういったことに手を出すべきじゃないというか、本来は、上限額についても上げるよりも下げるぐらいのことをしないといけなような状況だというふうに思うんですね。

町長にちょっとお聞きしておきたいんですけども、この間、何とかこれをやめてほしいということで活動された全国がん患者団体連合会というところが緊急のアンケートをされて患者の皆さんの声を集めておられますけども、それはご存じでしょうか。

また、中身を読まれたでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

中身までは私も存じておりませんが、そのアンケート取られたことについては存じております。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

ぜひ読んでいただきたいというふうに思うんですけども、3,000人を超える方から既に寄せられているということで、私も全てまだ目を通せていませんけども、ここに一部だけですけども、あります。時間の関係で紹介もできませんけども、本当に身につまされるというか、言ったら、生きることを諦めろというふうに政府が言っているという、そういう値上げなんだということを本当にこれを読むと実感をしますし、これは今がんになるというのは決して特別じゃなくて、2人に1人になるというふうに言われてる。ですから、やはり誰もがそういう高額療養費制度にお世話になる、そういう可能性を持っているという意味では、もしこれが今、解約されて値上げになっていけば、もし自分がそういう立場に立ったときって、本当にどうなるんだろうかという不安に襲われるという、そういう問題だと思うんです。

いろいろ先ほど国の立場を言われましたけども、いわゆる制度の維持をしていくためにという話が国の言い分ですけど、ここに患者さんの負担を増やすことで財源を確保するなんていうことはあってはならないというふうに思うんですね。これは別に高齢の方ばかりじゃないんですよ。がんの関係でいえば、いわゆる若い方も多いんですよ。ですから、そういう意味では、本当に若い方の保険料負担を下げるとか当初言

ってましたけども、若い方自身が命の瀬戸際におられるということが明らかになる中で、国も言えなくなってきましたけど、そういう意味で本当にここは町長ね、命を守る責任者として白紙撤回を国に迫るべきだというふうに思うんですけども、その辺もう一度、町長の見解をお願いできますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

私の主観も入りますけれども、答弁させていただきます。

実は私の友人が昨年カナダで大腸がんになりました。入院ができたが3日だけと。日本においては皆保険になっていますので、全ての者が入院して一定の治療を受けるということができるといふ日本の保険制度については、私はすばらしいものがあると感じてます。そういう点から言いますと、確かに今言われるとおり、患者さんに負担を多くさせるのはなかなか難しいという点についても理解はしています。

ただ、それが全員の方にきちっと行き渡るための財源というのをどこかで確保しなければならぬという政府の言い分も理解をしていますので、そのところはしっかりと政府の中で検討・協議、それからニュースで言っていましたけども、患者の意見を聞きながら制度をしっかりと構築してほしい、仕立て上げてほしいというように思っておりますので、その点についてはご理解をお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

そうですね、財源はやっぱりここにあるんじゃないですか。今回のいわゆる値上げをやめる上で100億円あればできるという話をされてました。いわゆるミサイル一つ、戦闘機一機よりも少ないと思います。そういう意味では、やはり税金の使い方の問題だというふうに思いますので、そこも含めて白紙撤回を引き続き要望していただ

きたいというふうに思います。

それで、いわゆる均等割の軽減の関係ですけども、子どもの均等割というのは、今いろいろ軽減されてるところもあると思うんですけども、73人というふうに聞いております。せめて負担能力のない、要は、子どもはそもそもお金が稼げないわけですからね。5割軽減だとしても、赤ちゃんが生まれたときにこれだけお金がかかってくると。そういうような均等割を免除していくということをぜひ検討いただきたいと思うんです。仮に全額免除しても、単純に軽減とか抜きにしても200万円あればできるんですね。今回、予算では1,500万円の基金を取り崩しておられますけども、あと、200万円上乗せいただければ、子どもの均等割は全て免除できるという予算です。

先ほど公平性という問題を言われましたけど、いわゆる応益と応能のバランスが云々という話をされていましたが、この均等割とか応益割というのは国保にしかないんですよ。いわゆる協会健保とか、ほかの保険については全て所得なんですよ。こういう1人当たり何ぼとかいうような取り方をしているのは国保だけなんですよ。だからやはりもともと不公平なんですよ。いわゆる被保険者に重い負担がかかる仕組みになってるんですね。ですから、そういう意味でも、応能の部分が増えるというのは、本来当然なんですよ。それを歪めているのは国なので、全国知事会なども多分要望していると思いますので、やはりこういったことをちゃんと是正していく中で負担を減らすことは要望いただきたいんですけども、町としてできることは十分できると思うんですね。ですので、いわゆる就学後の子どもの分だけでも免除なり、さらに軽減なりしていただく余地はあるんじゃないかというふうに思いますけども、その辺ちょっと町長の考えを伺いたい。

それからの葬祭費については、問題意識としては、亡くなったときにももちろん葬儀の費用もあるんですけど、火葬費用ですね、火葬場がこの管内にないので、ほとんど大阪ですね、飯盛斎場とか宇治斎場とか奈良斎場とか行かれると思うんですけども、

例えば飯盛だと１２歳以上で１２万円かかるんですね。これは管内だと２万円なんです。宇治だと９万円かかって、管内だと１万２，０００円。奈良だと１０万円かかる。管内だと１万円ということで、これは仕方がないことですが、管内から行った場合は大変割高になっている。そういう意味では、葬祭費５万円では火葬費用も出ないわけなんです。だから、亡くなった後のことですが、そういった意味でも、物価高騰のことも含めてこういったところにもう少しでも負担を減らしていくという意味では、今回は葬祭費を増額することで一定負担を減らしていくということをご提案しているということなんで、これ自身は大体年間５０万円ぐらいの予算になっているんですけど、倍にしても１００万円ぐらいのことですので、これも併せて、検討の余地はあるんじゃないかと思いますので、それも含めて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

初めのほうの部分につきましては、私も細かいところがしっかり勉強できてませんので、その点については今後勉強させていただきながら、応能割の部分についてもまた検討していきたいというふうに思います。これにつきましては、個人なのか、それとも均等割なのかについてもいろいろあると思いますので、なぜそうなっているのかについても私も勉強したいと思います。

それと葬祭費ですが、確かに言われるとおり、今、飯盛もしくは奈良、宇治ということで出ています。この間ちょっと調べた結果、斎場が運営で黒になっているのは、今のところ宇治くらいと聞いています。あとは全部赤と聞いています。それにつきましては組合の中の話なので、細かいところは分かりかねますが、一定、建っている基礎自治体のほうが全て負担をしているという状況があるらしいです。

そういう中で、僕がいつも言っていますその部分の応分の負担の部分が１２万円な

り9万円なりとなっているというのは事実だと思います。それを葬祭費で全てカバーできるものであればという話ですけども、これにつきましても、予算の関係も含めましてここで即答することはなかなか難しい部分がございますが、今言われている物価高騰で最近また値上げをされているということも確認していますので、そこについては認識はしているということをお願いしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

いわゆる均等割の問題、特に子どもの関係、それから葬祭費の関係についてはぜひまたよく検討いただいて、少しでも負担を減らす方向で考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

次に、住宅の関係ですけども、一つ、考え方のことで確認なんですけども、先日の委員会で岡田理事が出席されておりましたけども、先の議会研修にも岡田理事は同行いただいたということもありましたので、研修を受けてどのような印象を受けられたかということをお聞きしたんですけども、岡田理事のほうからは、一つは空き家は大事ですけども、やはりそれだけではいろんな意味で限界があるだろうから、何らかの住宅整備が必要だとのお話をいただいております。これは大変大事な見解だというふうに聞いていたわけですけども、先ほど町長は、その辺についてはちょっとまだ後ろ向きとはいいませんけど、まだその辺に踏み込んでおられないんじゃないかというふうに思ったんですが、町長は今、理事がそういうふうに言われた見解で私は大事だと思っているんですけども、そこ自身は一致されることはありますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

私自身が後ろ向きではないとは思っていただきたいと思います。基本的に言いたいことは、景観行政を行う和東町において、景観を損なうような建物は建てにくい、開発はしにくいということだけは認識していただきたいと思います。その上で、そういうデベロッパーがそういう話が来た場合につきましては、それは検討の余地があるということで私は思っておりますので、決してここで住宅開発をしないとか、させないとか、そういう考え方を持っているわけではございませんので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それは前向きな方向だということで受け止めたいと思いますけども、やはり和東町として住宅を確保したいと。その上で、和東町自身のまちづくりの考え方を理解いただいて、それに賛同いただく中で、この和東にそういう民間の住宅を誘致したいというような企業がおられたら、それはそれでやはり検討はできるんじゃないかというふうに思いますし、プラス印南町の取り組みの話の中では、誘致とともにそこにもし建った場合に家賃補助を組み合わせ、そのとき町長もおられたので聞いておられたと思いますけども、公的な町の家賃補助を組み合わせ、町内外のそういう世代を受け入れるというような取り組みだったと思います。これは大変大事なことで、そういう民間が来たときに住宅を建ててもらおうというのと同時に、やはり家賃補助を準備していくということは大変大事だというふうに思ったんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

私も興味があって今回の議員視察に同行させて頂いたというのが実情でございます。その中で、確かに家賃補助をしているということを確認させていただきました。これは移住・定住政策の中でそういう方の考え方を今後どういう具合に組み入れていくかについては検討課題であるということでございます。まずはそういう形の開発が本当に発生するのかもしれないのかということも含めまして、和束町のまちづくりについては第5次総合計画の中で進めていければと思いますので、どうぞその辺はご理解のほうをお願いいたします。○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

やはり住宅といった場合に、移住者を受け止めるということも事なんですけど、今、和束にいる若い世代が流出するという話がありましたけども、流出せずにここで住むという選択肢をつくると。そういう意味での受皿にもなっていくというのがすごく大事だというふうに思いますので、そこはぜひ取り組んでいただきたいと思うんですが、もう一つは先ほど言いましたが、先ほど町長はこれは後ろ向きだったと思うんですけど、やはり公的な住宅の整備というのもやはり選択肢から外すべきでないというふうに思うんです。

いろんな壁というか、そういったものも言われましたけども、ほかの全国自治体を見れば、いろんな国の財源も活用しながら整備をしている自治体もございます。そういうことも研究もいただいて、民間は民間の意思がありますから、ここで建てたいという意思がなければ建てていただけないと。だけど町は町としての意思があれば、そういう住宅をやはりつくっていくということはできると思うんですね。そういう意味で、空き家だけでは限界があるというのであれば、どういう形の公的住宅があるかというのものもあるんですけども、選択肢としてやはりしっかり持って、やはり幾らかは確保していくということは、ぜひ総合計画に向けても検討していただきたいと思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

基本的に私の考え方の中には、選択肢はたくさんあるほうがいいと思ってます。その中で必要に応じて、住民の声の中の一部じゃなくて、そのような声が出てくる中にあってそういう話が出てくる場合があれば、それについても検討していく。

ただ、この場合につきましては、応分の負担がやはり今の現状では済まないということについても理解を得られなければ進められない部分もありますので、この辺りについてはしっかりと、連携というか協議というか、そういう話ができる場をできれば、今後いろんなミーティングなんかをやりながらやっていけばいいのかなと思っております。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

いずれにしても、トンネルが開通したってことは大変大事なことだったんですけども、それをどう活かせるかということがこれから日々問われてくるというふうに思いますので、この住宅の問題というのは外せない問題だと思っております。ぜひ具体的な方向に行くようお願いしたいと思っております。

あと5分しかありませんけども、残りできる限りだと思いますが、水道料金の関係等ですけども、3月も2,300品を超える値上げが報道され、主食の米の値段も高値が続くなど物価高騰が止まらないうと、それは認識されているというふうに言われましたけれども、そうであるならば、行政ができる最大の支援というのは、公共料金を値上げしない、軽減することだと思うんですね。中でも水道は自治体が運営し、全ての住民に関係する事業であって、水道料金の減免というのは支援として最も効果

があるというふうに思うんです。

先の補正では実施を見送られましたけども、やはり当初予算や早い段階での補正で、今こそ基本料金の免除も含めて、期間限定でも私は実施するときだというふうに思っております。それをちょっともう一度町長のお考えを聞きたいのと、くみ取り料金の値上げの添加ですね、15円プラスと。これは230軒ほどの影響をする世帯があるというふう聞いておりますけども、いわゆる応分の負担て言われますけど、いろんな業者の負担がいろいろ上がってるとか、この前、燃料代とか車もすごく上がっていると聞きました。そんなこと住民に関係ないじゃないですか。住民がつくった要素でなくて、それは物価が上がるように国が意図的につくったわけですよね、だから、住民は何の関係もないわけですよ。そういう意味では、業者はそれはそれでやっていかれへんようになったら困るから値上げしますが、その分を全てじゃないかもしれないけど、転嫁するとなると、やはりますます住民の暮らしは大変になるってことですから、せめて今年、令和7年度の半期分ですね、10月からと聞いてますから、そこはやはりまずは補填をして負担にならないようにしていただきたいというふうに思うんですけども、町長、いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

基本的に、最低限の値上げ改定幅と私は考えております。業者が金がかかるから値上げするとかというような問題じゃないのが1点、それともう1点は、現在、関東のほうで起こっています下水とか、いろんなところで水道が年間何千、何万という話で破裂しているということを聞いています。こういったところで、うちにつきましても西部水源をどうするかという問題が残っております。これに向けての整備も含めまして、私が職員時代に出しました改定案からいいますと、間違いなく減収が続いていま

す。想定の水道料金が上がっていないというのも現実でございます。その中で最低限の範囲と理解をしていただきたいと思いますので、この点についてはよろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

最低限の云々て言われますけど、本当に今その最低限の値上げでもやっぱり大変なわけですから、くみ取り関係でいうと、半期分なら50万円程度でできるというふうになっております。ですから、やはりせめて令和7年度の分だけはまずは補填していただきたいというふうに思いますので、まだちょっと先がありますから、ぜひ検討は続けていただきたいと思います。

もう時間がなくなりましたが、最後に、茶業の担い手の確保の関係ですけども、一つ町長に聞いておきたいのは、先ほど課長が、「今後、人口が減少する中で、農家自身を増やすことは難しい」というふうに言われましたけど、そうなってくると、この茶畑を誰が見るのか、その生産を誰が支えるのかということになってきます。ですから、農家を、就農を増やしていく、これを町として茶を基幹産業とするのであれば、やはりしっかりと方針を持っていくと。

国は農家が減るがままにしていこうという計画を今決めようとしていますけども、これではやはりお茶も守っていけないというふうに思うんです。そういった意味で、農家を減らすんじゃなくて増やしていくということを国にも要望するし、町としてもしっかりとそういう方針を持ってやっていくということで、最後に町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

社会現象として、人口が減っている中で農家が増えるということは私も想定はしていません。ただ、適正な農地を適正な形で管理ができるような制度設計はやはり必要だと考えていますので、この点については、何とかそういう形の計画を今後立案していきたいと。そして、そういう和束町の行政を行っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解の方をよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

岡本正意議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

議会の途中ですが、ただいまから午後３時３０分まで休憩いたします。

休憩（午後３時２０分～午後３時３０分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第６、議案第３号 令和７年度和束町一般会計予算、議案第４号 令和７年度和束町湯船財産区特別会計予算、議案第５号 令和７年度和束町国民健康保険特別会計予算、議案第６号 令和７年度和束町介護保険特別会計予算、議案第７号 令和７年度和束町後期高齢者医療特別会計予算、議案第８号 令和７年度和束町簡易水道事業会計予算、議案第９号 令和７年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計予算、以上７件を一括議題といたします。

提案理由の説明として、施政方針を求めます。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、本日、令和７年度一般会計予算をはじめとする諸案件の審議をお願いするに当たり、提案理由に替えまして、令和７年度施政方針についてご説明申し上げます。

長引く燃油・物価高騰に対しましては、国の支援を受けながら本町におきましても様々な支援策を展開してまいりましたが、今なお住民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしているところでございます。

このような状況の中、令和7年度はいよいよ健康福祉交流センターが供用を開始するとともに、本年2月には主要地方道宇治木屋線鷲峰山トンネルが開通し、4月には大阪・関西万博が開催されるなど、本町を取り巻く環境は大きく変化し、重要な転換期を迎えております。第5次総合計画前期基本計画の最終年度を迎え、これまでの取り組みを振り返りながら、次のステージに向けて新たな事業を推進してまいり所存でございます。

これらを踏まえて、令和7年度当初予算は、第5次総合計画に掲げる将来像「和の郷 知の郷 茶源郷和束」の実現に向けた6つの政策の展開方向に沿って予算編成を行いました。

第1に、「子どもから高齢者までの全ての住民が健やかに暮らせる郷」でございます。

先ほども申し上げましたとおり、保健・医療・福祉の総合的な提供拠点となる健康福祉交流センターがオープンいたします。この施設は、国保診療所や社会福祉センターなどを複合化した地域の医療・福祉の充実を図るための重要な基盤となり、今後の政策においても、その機能を最大限に活用してまいります。

子育て支援の充実に向け、保育園に通う乳児への紙おむつの助成をはじめ、令和7年度においても、「子育て応援給付」として町内で利用できる20万円の地域ポイントを付与し、子育て世帯の経済的支援を図るほか、18歳までの医療費実質無償化、保育料、給食費、修学旅行費の無償化などの政策の継続に加え、病児保育を開始するなど、子育てに対する切れ目のない支援を行い、だれもが安心して子育てができるまちづくりを推進いたします。

また、シルバー人材センターを開設し、高齢者が活躍できる場を提供することで、

地域の発展と誰もが生きがいを持てる社会の実現を目指します。

第2に、「生きる力を育む教育と生涯にわたった学びの郷」でございます。

本町の豊かな自然や地域の風土により育まれた「なりわいの景観」を、保存・継承していくため、文化的景観の保存活用計画の策定と併せて、住民の皆さまと共に取り組みを進めていけるような普及啓発活動を実施してまいります。

また、相楽東部広域連合と連携しながら、先人が紡いできた歴史・文化を保存し、次世代に受け継ぐ取り組みを推進するとともに、大阪・関西万博が開催されることを踏まえ、本町の文化を世界に発信し、さらに本町の魅力を高めてまいります。

第3に、「自然と共生し、安心・安全な郷」でございます。

南海トラフ地震をはじめ、今後発生が懸念される自然災害に対して町としての備えを強化するとともに、気候変動の影響による災害の頻発・激甚化を踏まえ、災害時における迅速な対応、住民の安全確保、そして被害最小化を図るための対策に取り組んでまいります。

防災行政無線の更新を進めるとともに、消防団と連携してドローン操作研修を継続的に実施するなど、住民がいち早く安全に状況把握や情報収集を行えるような体制の整備を図ります。だれもが安心、安全に暮らせるようなまちづくりを目指します。

第4に、「お茶観光を軸とした交流の郷」でございます。

コロナ禍からの回復を契機に、これまで着実に実績を積み重ねてきたインバウンド観光や農泊観光事業、グリーンスローモビリティ周遊観光事業などに加え、主要地方道宇治木屋線鷲峰山トンネルの開通や大阪・関西万博の開催などを踏まえた広域観光周遊ルートの実証運行など、新たな取り組みの推進により、交流人口のさらなる拡大を図ってまいります。

また、ワールドマスタースゲームズ2027関西の開催を見据え、国際大会であるCJU大会の実施や住民向けイベントの開催により、大会開催に向けた準備を進めるほか、地域内での交流促進や機運醸成を図ります。

第5に、「快適で美しい環境の郷」でございます。

令和6年度に着工した健康福祉交流センターや特別養護老人ホームわらくへの進入路にもなる町道中溝学校線の拡幅改良事業が令和7年度に完成を迎える一方、令和4年度から架け替え工事を進めている石寺橋整備事業などについても着実に事業を進めることで、道路ネットワークの強化による安全・快適で持続可能な道づくりを推進してまいります。

また、デマンド交通「W a z C a r」は、引き続き住民と協働した交通システムを継続し、主要地方道宇治木屋線鷺峰山トンネル開通を契機として新たな運行ルートを追加するなど、住民ニーズに対応した柔軟な運行体制の構築を目指し、誰しものが移動しやすい持続可能な地域交通の実現に向けて検討を続けてまいります。

第6に、「住民と行政のパートナーシップによる郷」でございます。

国が進めるデジタル社会の実現に向け、国の取り組みと歩調を合わせながら、「デジタル地域ポイント事業」や「情報システム標準化移行事業」などをはじめとした行政サービスのデジタル化を進め、利便性の向上とともに、住民のみなさまがその恩恵を享受できる取り組みを進めてまいります。

ふるさと納税についても、さらなる返礼品の拡充や情報発信の強化など、町内事業者と連携した取り組みにより財源の確保を図るとともに、地場産業の活性化や本町の魅力発信へとつなぎ、全国のみなさまに応援していただけるようなまちづくりに努めてまいります。

以上、和東町第5次総合計画の将来像「和の郷 知の郷 茶源郷和東」が目指すまちづくりの姿を実現させていくため、6つの政策の展開方向に沿ったまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

冒頭でも申し上げましたとおり、健康福祉交流センターの完成や主要地方道宇治木屋線鷺峰山トンネルの開通など、本町は重要な転換期を迎えております。この機会をチャンスととらえ、これまで進めてきた茶源郷としてのまちづくりを引き続き推進し

ていきながら、将来にわたり持続可能なまちづくりを住民のみなさまとともに進めてまいり所存でございます。

今後も住民のみなさま、そして議員のみなさまの一層のご協力をお願い申し上げますとともに、限られた財源を有効活用しながら積極的に各種事業に取り組んでまいります。

令和 7 年度各会計予算は、一般会計 3 9 億 9 , 1 3 0 万円、湯船財産区特別会計 2 1 4 万円、国民健康保険特別会計事業勘定 5 億 7 , 8 5 0 万円、直営施設勘定 1 億 1 , 1 7 0 万円、介護保険特別会計、保健事業勘定 7 億 2 , 1 4 0 万円、サービス事業勘定 8 , 9 5 0 万円、後期高齢者医療特別会計 9 , 7 9 0 万円、公営企業会計簡易水道事業 3 億 7 , 0 7 4 万円、特定環境保全公共下水道事業 3 億 2 , 4 1 7 万円、令和 7 年度予算総額は 6 2 億 7 0 0 万円となります。

議員各位の一層のご協力とご鞭撻をお願い申し上げますとともに、令和 7 年度予算案並びに関係議案にご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

お諮りします。

本予算の審議につきましては、議員全員の 1 0 人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号から議案第 9 号までの令和 7 年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算並びに各公営企業会計予算の以上 7 件については、1 0 人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第 7、議案第 1 0 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

令和4年に成立した刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設する改正がなされ、令和7年6月1日に施行されることに伴い、関係条例を改正する必要性が生じたので、提案させていただいた次第です。

よろしくご審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

議案第10号のご説明を申し上げます。議案書をお願いいたします。

議案第10号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

上記議案を提出する。

令和7年3月7日提出

和東町長 馬場 正実

1枚おめくりください。条例案でございます。

議長のお許しをあらかじめいただいておりますので、概要に基づいてご説明をさせていただきます。

次のページが資料No.10、新旧対照表となっております。

それを5ページほどめくっていただきまして、概要をつけさせていただいております。

す。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の概要でございます。

1、改正理由でございます。

令和４年に成立しました刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設する改正がなされ、令和７年６月１日に施行されることに伴い、町条例に懲役及び禁錮の規定がある条例を改正するものでございます。

２。改正の概要でございます。

第１条から第８条関係でございます。

下記条例に規定されている懲役刑及び禁固刑について拘禁刑へ改正するものでございます。

以下が関係する条例でございます。

第９条から第１１条関係でございます。

過去に罰則規定を含む条例の改廃を行った際に設けた経過措置の規定を適用する場合等に、今回の刑法改正に伴ってその刑罰の適用に影響が生じないようにするための経過措置でございます。

３．改正条例の施行日でございます。

令和７年６月１日

以上でございます。ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 10 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 10 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 11 号 和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第 11 号の提案理由を申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、消防団員等の公務災害の補償について規定の改正を行う必要があることから、和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要が生じたので、提案させていただいた次第です。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

総務課長

議案第 11 号のご説明を申し上げます。

議案第 11 号

和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和 7 年 3 月 7 日 提出

和東町長 馬場 正実

1 枚おめくりいただきまして、改正案でございます。

議長のお許しを得ておりますので、概要に基づき説明を続けさせていただきます。

右のページが資料 No. 11 の新旧対応新旧対照表となっております。それを 2 枚めくっていただいたところに概要でございます。

和東町消防団等公務災害補償条例を改正する条例の一部を改正する概要でございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行うというものでございます。

改正の概要でございます。

第 5 条関係

消防団等の補償基礎額についての改正後の別表、また補償基礎額の別表でございます。

階級、勤務年数順にご説明を申し上げます。

団長、副団長。

10 年未満 1 万 2,900 円、400 円の引上げとなります。

10 年以上 20 年未満、1 万 3,700 円、350 円の引上げでございます。

20 年以上、1 万 4,500 円、300 円の引上げでございます。

次に、分団長、副分団長でございます。

10 年未満 1 万 1,300 円、500 円の引上げとなります。

10年以上20年未満、1万2,100円、450円の引上げになります。

20年以上、1万2,900円、400円の引上げとなります。

次に、部長、班長、団員でございます。

10年未満、9,700円、600円の引上げでございます。

10年以上20年未満、1万500円、550円の引上げでございます。

20年以上、1万1,300円、500円の引上げとなります。

次に、第5条第2項第2号の関係でございます。

消防作業従事者等の補償基礎額についてにつきましても引上げをさせていただくものでございます。消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を9,700円、最高額を1万4,500円に引き上げる改正を行うものでございます。

次のページでございます。

次に、第5条第2項第3項関係でございます。

扶養に係る補償基礎額の加算額を次のとおり改正を行うものでございます。

基準政令第2条第3項における号、区分、令和6年度加算額、令和7年加算額の順にご説明を申し上げます。

第1号、配偶者、令和6年度217円、令和7年度100円、117円の引下げとなります。

第2号、子、333円、令和7年度383円、50円の引上げとなります。

第3号から第6号については変更ございません。

施行期日等でございます。

施行日：令和7年4月1日。

申し訳ございません。第2条等ございますけども、第5条の誤りでございますので、訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

適用期日：この条例による改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、令和7年4月1日以降に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償及

び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用する。

次のページが和束町消防委員会への主答申書の写しをつけさせていただいておりますので、後ほどご確認をお願いします。

以上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第１１号 和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第１１号 和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第９、議案第１２号 和束町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第 12 号の提案理由を申し上げます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、消防団員退職報償金の勤務年数の区分について、規定の改定を行う必要があることから、和束町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、提案させていただいた次第です。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

議案第 12 号のご説明を申し上げます。

議案第 12 号

和束町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例

上記議案を提出する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

和束町長 馬場 正実

1 枚おめくりいただきまして、改正案でございます。こちらにつきましてもあらかじめ議長のお許しを得ておりますので、概要に基づきご説明をさせていただきます。

2 枚おめくりいただいて概要をつけさせていただきます。

和束町非常勤消防団に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について 概要でございます。

消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金が和束町に支払う消防団員退職報償金の勤続年数区分に新たに「35 年以上」区分を追加するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要でございます。

第２条関係でございます。

消防団員の退職報償金について、改正後の別表でございます。追加させていただいた部分のみのご説明とさせていただきます。

階級、勤務年数の順にご説明を申し上げます。

団長、３０年以上３５年未満９７万９,０００円、３５年以上１０７万９,０００円。

副団長、３０年以上３５年未満９０万９,０００円、３５年以上１００万９,０００円。

分団長、３０年以上３５年未満８４万９,０００円、３５年以上９４万９,０００円。

副分団長、３０年以上３５年未満８０万９,０００円、３５年以上９０万９,０００円。

部長／班長、３０年以上３５年未満７３万４,０００円、３５年以上８３万４,０００円。

団員、３５年以上３５年未満６８万９,０００円、３５年以上７８万９,０００円。

施行日等でございます。

施行日につきましては令和７年４月１日。

適用期日：この条例による改正後の別表の規定は、令和７年４月１日以降に退職した非常勤消防内において適用し、同日前に退職した非常勤消防団につきましては、なお従前の例によるものでございます。

次のページに答申書の写しをつけております。ご確認のほどお願いいたします。

以上ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 12 号 和束町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 12 号 和束町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 13 号 和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第 13 号 和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

令和 7 年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことにより、国民健康保険についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令の一部を改正されることとなりました。

これに伴い、関連する和束町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案させていただいた次第です。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

続きまして、私のほうから、議案第13号につきましてご説明申し上げます。議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第13号

和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和7年3月7日提出

和束町長 馬場 正実

めくっていただきまして、和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改め分、そして右側のページに資料No.13として、同条例の新旧対照表をつけております。

議長のお許しをいただいておりますので、資料を2枚ほどめくっていただきまして、一部改正条例の概要によりまして説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 概要

1. 改正理由でございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和7年2月7日に公布され、令和7年4月1日に施行されることに伴い、政令の改正に合わせて改正するものです。

2. 改正概要

第2条【課税額】

課税限度額の引上げでございます。

基礎課税額、こちらは医療費分でございます。現行65万円のものが改正後66万円に引上げになります。

後期高齢者支援等課税額、24万円のものが26万円に引上げになります。

介護納付金課税額、17万円のものが改正後据置きとなっています。

合計106万円が109万円と3万円の引上げになるものでございます。

第23条【国民健康保険税の減額】

減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更でございます。

5割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額

現行29万5,000円が改正後30万5,000円となります。

2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額

現行54万5,000円が改正後56万円となるものでございます。

3. 改正条例の施行日といたしまして、令和7年4月1日となっております。

以上、和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 概要のご説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第13号 和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第 13 号 和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、
原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 14 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

議案第 14 号の提案理由を申し上げます。

近年の物価上昇等による民間の賃上げ状況や人事院勧告による国家公務員一般職員の俸給引上げに伴い、特別職の給与月額を見直すものでございます。

また、地域手当の広域化により、京都府でも 8 % を上限に支給が可能となったことから、特別職にあっても和束町職員の給与に関する条例の職員の例に準じ、支給を行うものでございます。

慎重審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

議案第 14 号のご説明を申し上げます。

議案第 14 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改

正する条例

上記議案を提出する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

和束町長 馬場 正実

1枚おめくりいただきまして、条例改正案でございます。

あらかじめ議長のお許しを得てますので、概要に基づき説明をさせていただきます。

右のページが資料No.14 新旧対照表をつけさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、概要でございます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正の概要でございます。

1. 改正理由

特別職の職員は、地方創生、デジタル化、人口減少対策など、近年の自治体運営は複雑化している中、質の高い政策や住民サービスを実行するために、安心・安全なまちづくりはもとより、地域共生社会の推進や産業振興、次世代への投資など着実に、かつ迅速に進めていくことが求められており、その職責はより一層重みを増している。

民間においては、業種や規模、業績等の状況により違いはあるものの、物価上昇等に伴い、全体として昨年度を上回る賃上げが行われており、近年の状況を受けて人事院勧告においても、令和4年度以降3年連続で国家公務員の一般職の俸給は引き上げられておられます。このような中、本町の特別職の給与は、平成6年の改定以降、約30年間、その額は据え置かれているという状況でございます。

これらの状況を鑑み、職責の責任と負担の増大や経済情勢や国家公務員給与改定との総合性を考慮し、適正な給与級を確保することで人材確保や行政の質の向上、ひいては町の発展につながるため、今回改定をさせていただくものでございます。

また、地域手当は人事院勧告においても、これまで市町村単位で級地が決まっていたものが都道府県単位に広域化されました。京都府は4級地となり、8%の支給が可能となったことから、近隣市町村の状況等を踏まえ支給を行うものでございます。

なお、特別職の地域手当の額は、和束町職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例に準ずるということでございます。

2. 概要

(1) 給与 (第2条)

特別職の職員に支給する給与に地域手当を追加

(2) 給与 (第3条)

町長の給与月額を73万5,000円に改定

副町長の給料月額を60万3,000に改定

(3) 期末手当 (第4条)

期末手当の基礎額に地域手当を追加

(4) 地域手当 (第5条)

地域手当の額は、和束町職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例に準ずる。

3. 施行期日でございます。

令和7年4月1日

次のページに和束町特別職等報酬審議会への諮問をさせていただいた答申書の写しをつけておりますので、ご確認のほうをお願いいたします。

以上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 (吉田哲也君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、岡本議員。

○6番 (岡本正意君)

幾つかだけお聞きしておきたいと思います。

今回の特別職の給与の引上げについては、答申書も出ている中で、いわゆる一致してこれを答申するというふうになっておりますので、基本的に尊重したいというふうに思っておりますけれども、その上でお聞きしておきたいと思います。

今回の特別職の町長と副町長についてそれぞれ引上げがされておりますけれども、今回の引上げ額のいろいろ趣旨については言われておりますけれども、引上げ額の根拠で

すね、大体何％ぐらいの引上げで、どういう根拠でこの額になっているのかということの説明いただきたいと思いますし、また、いわゆる報酬審議会のほうでいろいろ審議していただいたと思いますけども、どのようなご意見等があったかも、出せる範囲で紹介いただきたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、給料改定のほうでございますが、現行70万円から73万5,000円に引き上げると、約0.5％を引上げさせていただくものでございます。

こちらにつきましては先ほど概要のほうでご説明させていただきましたが、やはりその責務職務に対する職責というのは、近年いろいろ多様化してきているところでございますので、そのことを踏まえ、また、あと、近隣の市町村長の給料を鑑みまして、諮問委員に諮らさせていただいたところでございます。

諮問委員のほうから、特にそういうことは一定の理解はできるということで、また平成6年度から約30年間改定していないということに逆に驚きを見せておられたということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それと、町長と副町長の給与というのは、あとの議員の報酬とは違いまして、いわゆる任期ごとに退職金もございます。今回の引上げの関係と退職金の支給との関係での影響というのはあるのか、その辺いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちら関係はあるのかというご質問でございます。前回、町長の退職につきましては1,484万円。これにつきましては令和2年度の実績でございます。今回、月額給料が上がることでございますので、退職報償金につきましても、率の関係がございますが、ちょっとした数字は今のところ分かりませんが、若干上がるものであるというふうに考えております。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

分かりました。

それで最後に町長にお聞きしておきたいと思うんですけども、ここに改定理由の中で、いわゆる職責を全うしていくという意味で一定の引上げは必要だし、また、人材確保や質の向上、町の発展につなげるためにということで書いてあります。先ほど物価高騰のことも含めて、やはり引上げは妥当だっていうこともあるんですけども、ただ一方で、大体物価高騰の影響でと言った場合に、いわゆる住民の方は大体それを理由に負担が上がったりとかいうことが多いわけですけども、そういう意味では、やはり審議会の中では一定理解いただいたということで大変ありがたい話だと思いますけども、特に今苦しい生活やなりわいを強いられている住民の理解を得る上での町長としての今後の報酬の給与の引上げを受けて、姿勢やまた住民の暮らしをやはり守っていく、福祉を守っていくという意味での地方自治体の本旨に基づく行政の推進という点で、ぜひ町長としての決意というかお考えを聞かせていただきたいと思いますんですけども、よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

私の給料の報酬の改定ということでございまして、私のほうからどうこう言うものではございませんけども、私としましては、この報酬をしっかりと自分の中に受け止め、和束町の発展、それから今後の和束町第5次計画の中でもしっかりとまちづくりに取り組みたいと思っておりますので、その点についてはご理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、質疑はございませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第14号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第14号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第15号 和束町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

議案第15号の提案理由を申し上げます。

近年ますます複雑多様化する住民ニーズを町政に反映するため、町議会議員の担う職責は、より一層重みを増しているところでございます。

民間においては、業種や規模、業績等の状況により違いはあるものの、物価上昇等に伴い、全体として、昨年度を上回る賃金の値上げが行われており、近年の状況を受けて、人事院勧告においても、令和4年度以降3年連続で国家公務員一般職の俸給が引き上げられている状況でございます。

このような中において、本町議会議員報酬は平成6年の改定以降、約30年間その額を据え置かれていたところから、近年の家経済情勢等を鑑み、今回改定するものでございます。

審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

議案第15号のご説明を申し上げます。

議案第15号

和東町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

上記議案を提出する。

令和7年3月7日提出

和東町長 馬場 正実

1枚おめくりいただきまして、改正案でございます。

議長のお許しを得てますので、概要に基づきご説明をさせていただきます。

次のページが資料No.15、新旧対照表となっております。

1 枚おめくりいただきまして概要でございます。

和束町議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正概要でございます。

1. 改正理由でございます。

町議会議員は、ますます複雑多様化する住民ニーズを調整に反映するため、限られた財源の中で質の高い政策や住民サービスを実行する必要がある、その職責はより一層重みを増している。

民間においては、業種や規模、業績等の状況により違いはあるものの、物価上昇に伴い、全体として昨年度を上回る賃上げが行われており、近年の状況を受けて、人事院勧告においても、令和4年度以降3年連続で国家公務員一般職の一般職員の俸給が引き上げられている。

このような中において、本町の議会議員の報酬は、平成6年の改定以降、約30年間その額は据え置かれている状況である。これらの状況を鑑み、経済情勢、他の類似団体等の比較における水準等を総合的に検討し、今回改定させていただくものでございます。

2. 概要

(1) 議員報酬(2条)関係でございます。

議長の報酬月額を31万円に改定

副議長の報酬月額を23万円に改定

議員の報酬月額を18万4,000円に改定

3. 施行期日

令和7年4月1日

次のページに答申書の写しをつけさせていただいておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

以上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(吉田哲也君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

今たまたま私も議会議員をさせていただいているという中では、自分のことでもあるんですけども、ただこの議会議員というのは、今後どなたになるにしてもその身分に関わることで、確認のほうをさせていただきたいというふうに思います。

まず、先ほどと同じですけども、今回の議員の報酬の増額ですね、基本の議員としての報酬が 1 6 万円から 1 8 万 4, 0 0 0 円、副議長が 2 0 万円から 2 3 万円、議長が 2 7 万円から 3 1 万円というふうにそれぞれ上がっているわけですけども、これらのそれぞれこの額になっている考え方、また根拠、どの程度の率の値上げなのかということをお報告いただきたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

はい岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの改定後の給与でございますが、議長におかれましては現行 2 7 万円から 3 1 万円、4 万円の引上げでございます。副議長におかれましては 2 0 万円から 2 3 万円、約 3 万円の引上げでございます。議員につきましても 1 6 万円から 1 8 万 4, 0 0 0 円、2 万 4, 0 0 0 円の引上げでございます。こちらにつきましては約 1 5 % 引上げをさせていただきました数値となっておりますこちらにつきましては、総務省が出しております消費者物価指数というのがございます。

こちらにつきましては、2 0 2 0 年、令和 2 年が基準年度となつてございます。その状況に比べまして、2 0 2 5 年、令和 7 年度 1 月につきましては、2 0 2 0 年を 1 0 0 と換算しまして、約 1 1 1 . 2 % の物価が上昇しているという数値が表れており

ます。先ほど町長と同じで、平成６年度から３０年間、給料の改定をさせていただいてないということでございますので、１５％程度値上げさせていただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

最後に、今回いずれにしても引き上げていただくということは大変ありがたい話だとは思いますが、今、全国的に、特にこういう小規模自治体での議会の成り手不足というものも問題になってくる中で、その一つの原因として報酬額の低さというのが言われてきたのも事実だと思います。そういう点で、今回の増額というのは必要な措置だとは思っておりますけれども、ただ、あえて言わせていただきますと、３１年ぶりの増額という意味では、特に１６万円というのが平成６年になってからずっと上がってないという話でいいますと、今回２万４,０００円、１５％という話もありますけれども、３１年かけて２万４,０００円というのは、今後どなたが議員をしていただくにしても、確かに、実際にこの議場で出席するという意味では、日数的には少ないかもしれませんが、やはり住民代表としての役割を果たしていくという意味では、今後の若い世代も含めた議会議員への成り手を確保する上で十分かと言われたら十分ではないんじゃないかという思いもございます。

そういった点で、審議会等で、先ほど町長の給与の改定が３０年やってなかったことをそんなやってなかったのかというような話があったと聞いておりますけれども、この議員報酬についての審議会としての今回の増額もそうですけれども、今後も含めてどうあるべきかという意味での議論をされたかどうか、その辺、紹介いただければと思います。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの議員の改定後の報酬１４万８，０００円につきましては、やはり全国平均に比べますと、まだまだその域までは到達していないということでございます。平均的には２１万円から２２万円程度の月額報酬が支払われているということでございます。そちらにつきましては、先ほどありましたように、担い手といいますか、次の成り手がいないという状況もございますので、そちらのほうにつきましては、今後また議員の皆様と検討させていただきたいというふうに考えております。

また、審議会の中での意見でございますが、やはり一番おっしゃられていたのは、やはり住民の声を行政に届ける一番重要な存在であるということでございますので、そちらの業務といいますか、職責を全うしていただけることに２万４，０００円程度では全国平均と比べましては少ないんですけども、今回１５％ということでご了承をいただいたところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、質疑はございませんか。

８番、小西議員

○８番（小西 啓君）

３０年前といいますと、岡本議員と私が当選した年です。そのとき１６万円にさせていただきました。それ以降、費用弁償はなくなりました。委員会に出たら幾らついたという、そういうのを一切やめておこうということでやめました。そして、いろんな行財政改革をやってきて、そして議員の額を少なくし、そしていろんな議会改革もやってきました。

それで今１８万４，０００円になるということは、私ちょっと聞いたんですけど、伊根町のほうも和東町より低かったはずですよ。伊根町は和東町を抜いてしまって、和東町よりたくさんもらっておられるということですので、そういう時代なのかなと思

いながら来てるんですけど、はっきり町民の方の感情はどうかと思うんですよ。
ということは、議員の皆さんも耳が痛いと思いますけれど、3月4、6月2、9月は4、12月は2、12日ですよ。それと委員会が一つあったら24ですよ。そして、広報とかいろんなことあっても、倍にしても12、12、12の36ですよ。そして今度36で300万円ちょっと超えたときに割ったら、1日の計算をしたらすごい高い金額になります。そして、自給にしたら大体1万6,000円から7,000円ぐらいになります。議員の方々に失礼ですけど、委員会をやっても5時間ですわ。そして、本会議をやっているだけでも大体5時間ぐらいですよ。だから非常に難しい議員の値上げということになるんですけど、やはりこれから議員の皆さんも私たちも肝に銘じて議会活動し、そして町民の皆さんの負託を受けて議会に出させてもらうんですから、そういう政治活動をしていかないと駄目だなということを肝に銘じております。

はっきり言って、今16万円もらっていますけども、14万9,800円です。税金を1万200円引かれておりますけれど、あんまりそんなこと私、何とも感じないんですけど、お金のことは割と無頓といったら失礼に当たるんですけど、そんなに執着心はないんですよ。だから、これから議会議員はしっかり襟を正して議会活動に励んでいきますので、また町長も耳の痛いことも議員がたくさん言ってくると思いますので覚悟しておいてください。

そして、職員の皆さんの値上げは、私、何でも一生懸命働いておられるんですから、それでも特別職というのはちょっとまた考え方を別にした感じでやっていかないと駄目だと思っているんですよ。私は職員の皆様の味方でございます。そういうことです、意見だけ言わせていただきますので、よろしくお願いします、町長。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

賛成です。

議案第 15 号に賛成の立場から討論いたします。

今回の議会議員の報酬額の改定は 1994 年以来 31 年ぶりのことで、私が議員にならせていただいてからは初めての改定となります。和束町議会議員の報酬月額 16 万円は府内で最も低額であり、この間の賃金や物価の上昇との関係から考えても、今回の増額は必要最低限の改定と考えますし、ただ一方、あえて言えば、今回の改定額である月額 18 万 4,000 円、2 万 4,000 円の増額は 31 年ぶりの改定ということを考えれば、決して十分とは言えない内容でもございます。

この間、全国的に議員の成り手不足等が年々顕在化しておりますが、その要因の一つに、小規模議会の報酬額の低さがあることも否めません。これからの議会において、とりわけ若い世代の進出を促す上でも、今回の増額改定は必要な措置と考えます。とはいえ、主権者である住民の生活や生業の現状は、この 30 年間、基本的に厳しさを増し、とりわけこの間のコロナ禍や物価高騰による影響はかつてない困難を広げている中での報酬額引上げは大変申し訳ない面もあり、住民代表としての議員、議会の役割、責任の重さをこれまで以上に自覚するとともに、議会活動の充実に取り組まなければならないと痛感しております。

報酬額の増額は、何よりも議員、議会活動の量・質共の改善、レベルアップに資するものとして期待されるものと受け止めております。少なくとも一般質問をする議員が極端に少ないなどと新聞報道されるような不名誉を最低限繰り返さないことをはじめ、住民代表としての役割、言論の府としての機能をいかに果たすのか、そのために何をすべきかをしっかり議論・検討し、具体化することが不可欠であり、そのために議会全体として全力を挙げることを改めて申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、討論ございませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第１５号 和束町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

起立多数です。

したがって、議案第１５号 和束町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第１３、議案第１６号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第１６号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正いたしたく、提案させていただいた次第です。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

議案第１６号のご説明を申し上げます。

議案第１６号

和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和 7 年 3 月 7 日 提出

和 東 町 長 馬 場 正 実

1 枚おめくりいただきまして改正案でございます。

あらかじめ議長のお許しを得ておりますので、概要に基づきましてご説明を申し上げます。

1 枚めくっていただきまして資料 N o . 1 6 新旧対照表をつけさせていただいております。

3 枚ほどおめくりいただきまして概要でございます。

和東町職員の給与に関する条例の一部改正 概要でございます。

1. 改正理由

令和 6 年度人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

2. 概要

第 1 条

（ 1 ） 給 与 （ 第 3 条 ）

職員に支給する給与に地域手当を追加

（ 2 ） 扶 養 手 当 （ 第 1 0 条 ）

配偶者に係る額を 3 , 0 0 0 円に改定し、満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子に係る額を 1 万 1 , 5 0 0 円に改定

（ 3 ） 地 域 手 当 （ 第 1 1 条 ）

地域手当は、給料の支給を受ける職員に対して支給

（ 4 ） 管 理 職 特 別 勤 務 手 当 （ 第 1 7 条 の 2 ）

午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外に勤務をした場合は、当該手当を支給

(５) 期末・勤勉手当 (第 20 条・第 21 条)

各基礎額に地域手当を追加

(６) 住居手当

定年前再任用短時間勤務職員に支給可能

２．第 2 条

(１) 扶養手当 (第 10 条)

配偶者に係る扶養手当を廃止し、満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子に係る額を 1 万 3,000 円に改定

３．施行期日

第 1 条につきましては、令和 7 年 4 月 1 日

第 2 条につきましては、令和 8 年 4 月 1 日でございます。

以上でございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (吉田哲也君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 16 号 和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第16号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第17号 和束B＆G海洋センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第17号の提案理由を申し上げます。

和束B＆G海洋センター施設内の照明設備改修及び漏水による水道設備の新設に伴う維持管理費用の確保を目的として、和束B＆G海洋センターの一部施設使用料の改定を行いたく、提案させていただいた次第です。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

議案第17号のご説明を申し上げます。

議案第17号

和束B＆G海洋センター条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和7年3月7日提出

和束町長 馬場 正実

1枚おめくりいただきまして、改正条例案でございます。

議長のお許しを得ておりますので、概要に基づきご説明をさせていただきます。

次のページに資料No.17 新旧対照をつけさせていただいております。

3 ページおめくりいただきまして、概要でございます。

和東 B & G 海洋センター条例を改正する条例の一部改正についての概要でございます。

施設内の照明設備改修及び漏水による水道施設の新設に伴う維持管理費用の確保を目的とし、所要の改正を行うものでございます。

まず、機構改革に伴う施設所管課の変更の反映でございます。

第 3 条第 1 項中「総務課」を「まちづくり応援課」に改めるものでございます。

また、アリーナ・トレーニングルーム・ミーティングルーム室の町外利用者について、現在の料金から 2 倍程度に変更させていただくというものでございます。

ただし、町内利用者の方については、現行どおり変更なしということでございます。

第 9 条関係の改定後の別表でございます。

使用施設、使用者、料金の順にご説明をさせていただきます。

アリーナ（半面）、町外者 16 歳未満、9 時～12 時、1,000 円から 2,000 円に引き上げるものでございます。13 時～17 時、1,500 円を 3,000 円に引き上げるものでございます。18 時～22 時、1,500 円を 3,000 円に引き上げるものでございます。

また、16 歳以上でございますが、1,500 円を 3,000 円に、2,200 円を 4,400 円に、2,200 円を 4,400 円に引き上げるものでございます。

トレーニングルーム、町外者、16 歳未満、9 時～12 時、700 円を 1,400 円、13 時～17 時、1,000 円を 2,000 円、18 時～22 時、1,000 円を 2,000 円。

同じく、16 歳以上でございます。1,000 円を 2,000 円、1,500 円を 3,000 円、1,500 円を 3,000 円に改定させていただくものでございます。

ミーティングルーム、町外者、9 時～12 時、1,000 円を 2,000 円、13 時～17 時、1,500 円を 3,000 円、18 時～22 時、1,500 円を 3,000 円

に改定するものでございます。

施行期日でございますが、施行日につきましては令和7年7月1日でございます。

以上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

幾つか聞きたいと思いますが、まず今回の改正の一つの目的として、いわゆる照明設備改修及び漏水による水道設備の新設に伴う維持管理費用の確保を目的とするとなっております。そのために町外利用者の方から一定の負担をしていただきたいということで改正が行われるわけですが、実際どの程度これによる収入増を見込んでおられるのか。実際、B & G海洋センターの町外利用というのは、大体どの程度これまで実績としてあるのか、その辺いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

これまでのB & Gの町外利用者につきましては、約半分以上、6割程度は町外の方がご使用いただいているというところでございます。収入に関しましては約1.5倍程度収入は見込めるものというふうに考えているところでございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

大体町外の方が利用される施設ですね、アリーナ・トレーニングルーム・ミーティ

ング室とありますけども、大体割合として多いのはどの程度ですか。どこが多いでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

やはり体育館と言いますが、アリーナが一番多く使用されているというところでございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それで次に、所管の関係ですけども、今回、総務課が今までB & Gのほうを所管されていたわけですけども、今度改称されるまちづくり応援課のほうに改めるとなっておりますが、やはり所管というのは一定意味があって所管があると思うんですね。どこか引き受けるところがないから引き受けるのかということじゃなくて、ある程度まちづくり応援課というのがB & Gを所管する以上は何らか目的、狙いがあると思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

はい、お答えさせていただきます。

今回の機構改革におきましては、まちづくり応援課というのを新たに創設させていただきました。こちらにつきましては、これから町を担っていただく企画のほうを専門に取り扱う所管課ということを位置づけておりますので、そちらのほうにB & G海洋センターの所管を移させていただいたということでございます。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

よく分からないんですけども、もともと B & G というのは、いわゆる教育施設というか、スポーツ施設ですよね。例えば教育委員会が所管してたという意味では、やはり社会体育とかスポーツの振興とプールもありましたからというか、今、動けていませんけども、そういう点ではスポーツの振興を通じたまちづくりというのが主な目的だったというように思うんですね。そういう意味では、そういう施設としてどう今後有効利用していくのかという意味で、このまちづくり応援課というのがどういう立場で B & G を所管をして有効利用していくとていうような方向性があるのか。

本来スポーツ施設ですから、本当にやろうと思ったら、一定そういう専門家というか、インストラクターとか、トレーニングルームにしたってそういうちゃんと教えられる人がいなかったらちゃんと使えないと思うんですね。本当はそういうことも必要ですけども、今回まちづくり応援課というのが所管するということですから、さっき言いましたように、どういう狙いがあるって、どういう方向性を持ってまちづくり応援課はこれを所管するのかということを伺ってるんですけども、その辺、町長いかがですか。

○ 議長（吉田哲也君）

町長。

○ 町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

基本的に岡本議員の言われるとおりだと私も判断しております。ただ、今回、機構改革の中で B & G の町外利用者といいますのは、ほぼほぼ活性化センターを通じた形の部分が多くございます。活性化センターの所管につきましては、まちづくり応援課のほうで対応させていただくような形になろうかと思っておりますので、それも含めまして、総務課からまちづくり応援課のほうに所管を移動させるということでご理解願いたい

と思います。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

いずれにしても、B & Gについてはこれまでももともとの位置づけにふさわしい対応がなかなかできてないと思うんですね。ですから、単に所管してますというだけに済まないように、ぜひ、そこは意味を持たしてやっていただきたいと思います。

最後に、今回、町外者に対して一定のご負担をいただくという考え方は別に理解はできるんですけども、ただ、今回アリーナにしても、トレーニングルームにしても、町外の人とはいえ、これだけの負担をいただくという意味では、今回、照明施設とか漏水を直すということもあるんですけども、例えば、トレーニングルームなどは2階にありますけど、夏の間なんかはとても使えないような暑さがあります。クーラーもないですし、空調もないと。下のアリーナもそうですけど、あと、古い施設ですから、雨漏りとか、そういったことも今後も考えられるというふうに思いますけども、一定やはりそういうご負担をいただくと。実際6割ぐらいは町外からだという意味では、大変利用していただきたいと思いますと思うんですけどね、それだけの負担をしていただく以上は快適に使える、そういう施設として今後必要な改修なり改善もしていかないと、あそこは一体何だと。要は、お金だけ取って満足な施設もないわというふうに思われたら、それこそまちづくりにマイナスになりますから、その辺の今後の施設の必要な改善と改修という方向性はおありなのかどうか、その辺いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

基本的に築40年を超えました。ですので、かなりの老朽は進んでます。先ほども

出ていましたけども、プールについてはほぼ配管が駄目という状況になっていまして、プールの再開については今のところ計画はございません。

ただ、体育館につきましては、問題であったのは照明、明るさがないということでございます。これに関しては令和6年度の事業で解決しました。ただ、フロアが若干やっぱり傷んできているのは事実です。これについての改修等もあると思います。

ここには提案理由の中にも照明としか載っておりませんが、複合的な部分も含めまして、今後の計画につきましては、一定整理をした中で、できるところから順次やっていくというのは計画の中にございますので、即、今何がということにつきましては難しいと思いますけども、潰れたら直すんじゃなくて、予防的なことも含めながら検討したいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、質疑はございませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第17号 和束B＆G海洋センター条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第17号 和束B＆G海洋センター条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

本日の会議は、議事進行上、会議時間を延長します。

日程第15、議案第18号 和束町石寺景観展望施設の設置及び管理に関する条例

の設定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

議案第18号 和束町石寺景観展望施設の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

和束町の生業（なりわい）なりわい景観を生かしたまちづくり及び安全快適な観光を推進するとともに、災害時の避難場所やコミュニティ広場としても活用するため、和束町石寺景観展望施設を設置するに当たり、その施設及び管理に関して必要な事項を定める必要があることから、本条例を制定するものであります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（富田幸彦君）

議案第18号につきましてご説明を申し上げます。議案をお願いいたします。

議案第18号

和束町石寺景観展望施設の設置及び管理に関する条例の制定について
上記議案を提出する。

令和7年3月7日提出

和束町長 馬場 正実

おめくりください。次のページから条例案を記載させていただいております。

議長のお許しお許しをいただいておりますので、概要資料に基づき説明をさせていただきます。

1ページおめくりいただきまして、No.18 和束町石寺景観展望施設の設置及

び管理に関する条例（案）の概要でございます。

1 概要

（１）設置（第１条関係）

和東町のなりわい景観を生かしたまちづくり及び安全快適な観光の推進を図るとともに、災害時の避難場所やコミュニティ広場としても活用することを目的として、和東町石寺景観展望施設を設置いたします。

（２）名称及び位置（第２条関係）

名称：和東町石寺景観展望施設

位置：和東町大字石寺小字野ヶ平５番地の１

（３）使用の範囲と許可（第４条・第５条関係）でございます。

施設は、次のアからエの用途で使用するものといたします。

ア まちづくりに資する催事等の開催

イ 中型バス（車両総重量１２トン未満かつ全長９ｍ未満の大型自動車）の駐車

ウ マイクロバス、普通自動車、自動二輪車、自転車等の駐車

エ その他町長が特に必要と認める用途

ただし、ア又はイの用途で施設を使用する者は、あらかじめ町長の許可を受けるといたします。

（４）使用の制限等（第６条関係）

次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは使用を制限することができる。

ア 公の秩序または善良な風俗を乱し、もしくは公益を害するおそれがあると認められたとき

イ 施設または施設に附属する設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められたとき

ウ 営利を目的として使用するとき、又はそのおそれがあると認められたとき

エ 政治的又は宗教的活動に関する使用であると認められたとき

オ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき

カ 施設の目的又は使用の条件に反すると認められたとき

キ 災害その他の事項により施設の使用ができなくなったとき

ク その他施設の管理運営上、支障があると認められたとき

(5) 使用料及び使用料の減免（第7条・第8条関係）

先ほどご説明しました（3）のイ 中型バスの駐車の特典を受けた者は、1回当たり2,000円を納付することといたします。ただし、公益上その他特別の利用があると認められたときは、使用料を減額または免除することができることといたします。

(6) 事故及び責任（第10条関係）

施設内で起きた事故は、管理上の瑕疵のない限り使用者の責任といたします。

(7) 施設管理業務の委託（第11条関係）

町長は、施設管理業務の一部を委託することができる。

2 条例施行日でございます。ここは一部修正をお願いいたします。（1）の「この条例は」の後、公布の「公」が抜けておりました。大変失礼いたしました。訂正をお願いいたします。

2 条例施行日

（1）この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（2）使用の許可その他施設を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

以上でございます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

4 番、高山議員。

○4 番（高山豊彦君）

それでは、私のほうから少し確認をさせていただきたいと思います。

今回、駐車場の整備につきましては、マイクロバスのスペース2台ほどということでは確認をさせていただいていますが、今回この中で中型バスも駐車可能だということになっています。これも事前に許可を得たもの、中型のみ有料ということですが、中型バスの駐車についてはどのように予約を受けられて、また駐車料金についてはどのような形で徴収されるのか、また、その辺りの周知につきまして、中型バスで来ようとされておられる方々への周知ですね、どのような形で考えておられるのかお願いします。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（富田幸彦君）

高山議員のご質問にお答えを申し上げます。

許可の方法でございますけれども、あらかじめ町のほうに許可申請書をご提出いただき、こちらで審査の上、許可を出すという形にさせていただく予定でございます。

使用料につきましては、そのときに納付書をお送りしまして、納付をいただくという形を予定しております。

周知の方法でございます。それが一番の要点かなと思っております。バス事業者が入っていらっしゃる団体が各府県にございますけれども、そちらのほうを通じてのバス事業者への周知、それから観光事業者が加盟している団体への周知を団体にご協力をいただいてお願いをしていこうというふうに考えているところでございます。

現場の白線も引かれまして、マイクロバスまでは線が引かれます。ですので、中型バスが来ますと線を越えての駐車ということになりまして、これは明らかに現場では

駐車の枠を超えているというのは分かるようにはなっておりますし、それから看板等で中型バスの使用者はあらかじめ許可を得る必要があるということもイメージしていると思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

4 番、高山議員。

○4 番（高山豊彦君）

バス事業者ということで、それぞれのバス協会、あと、観光につきましては、観光事業協会のほうでよろしいですかね。それと、これまで確認していた中で、近隣の自治体が持っているマイクロバスが入ってたりするんですね。自治体によっては中型バスを持っているところもございますから、そういう中で来られる可能性もあるのかなというふうに思いますので、近隣の自治体ですね、にも周知をお願いしたいというふうに思いますので、近隣の自治体にも周知をお願いしたいというふうに思います。

それと併せまして、マイクロも含めてそうなんですが、今回、石寺橋を整備していただいておりますが、この工事期間が予想よりも大分延びるということもあります。その間、あまり大きな車が通っていただくと傷みやすいということもありますので、なるべくならマイクロも含めまして、石寺橋を通行せずに進入していただけるような案内をしていただければ、住民のほうも安心かなというふうに思いますので、その辺りよろしくお願いします。

以上終わります。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ありませんか。

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

私も幾つか確認をしたいと思うんですけども、一つは、今ちょっと出てました中型バスの扱いですけども、今言われましたように、もともと駐車スペースの関係でいう

と、マイクロバスまでは線を引いてるということは、それまではマイクロバスが最大だというようなお考えが初めにあったのかなというふうには思いますが、今回、中型バスというのをあえて使用料を取りますけども、駐車できますよというふうにされた理由って何でしょうか。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（富田幸彦君）

線を引きますのはマイクロバスまででございます。それは中型バスを想定していなかったというよりは、マイクロバスで来られる方が一番多いので、そこはあらかじめきっちりと枠を確保しなければいけないだろうという発想で線を引いたものでございます。

中型バスにつきましては一定程度ですね、例えば、自動車が多く来場されるような時期につきましては、大型バスが止まりますと自動車があふれるということもございますので、その辺りはコントロールする必要があるということで、中型バスについては許可という形にしております。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

私、委員会でも申しましたけども、駐車場自身は、いわゆる地域に違法駐車というかね、そういう勝手に駐車されるということで、この間問題にもなって、やはり駐車場が必要だということでそれを牽制することそのものは理解できるわけですけども、ただやはりそれだけその車が入りやすくなっていくということになりますと、地域にとっては駐車も困るけど、そこにいっぱい車が来て、わあわあされていると。基本的に観光客ですから楽しみに来てはるわけですから、一定いろんな雑音というか、そういうものが発生してもおかしくないし、いわゆる一定大きいバイクも含めて来ま

すと大変大きい音がします。そういう意味では、常に車の音がしている、そういったことも含めて、大変地域にはご負担になることは間違いないというふうに思っております。

そういう点で言いますと、極力車両を入れないと。どうぞ何でも聞いてくださいというのではなくて、極力少なくするというのが大変、私、大事だと思いますので、そういう点で今回なぜ中型バスを可能にされたのかなというのがちょっと疑問に思っておりましたので、今質問させていただきました。基本的に、そういう考えでぜひ運営をしていただきたいなというふうに思っております。

それと、あと、この条例の中には、一応町営の駐車場というふうになると思うんですけども、営業時間みたいなものはないと思うんですね。何時から開けて何時に閉めますとか、そういうようなものが規定されていないというふうに思うんですけども、それはいわゆる管理を委託されるところがお決めになるのか、条例上はそういったことは必要ないのか、その辺いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（富田幸彦君）

今現在の予定では、規則のほうで運営時間を定めようというふうに思っております。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

大体何時から何時で想定されていますか。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（富田幸彦君）

こちらにつきましては、ゲートを閉める等の検討も地域の方といろいろさせていた

だいたんですけれども、管理を賄うことが非常に難しいということと、仮設駐車場でこの１年間やってきたときに、特にその中でのトラブル等もないということも踏まえて、常時開けるという形で定める予定でございます。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

ということは、要は、時間は設定しないと。いわゆる夜中であろうがどんな時間であろうが入れますと。トイレも利用できますということだと思っんですけども、それ自身がどうなのかということはあると思うんですよ。今までは普通の砂利の仮設みたいな感じだったけど、いわゆるトイレもあって、ちゃんとした形で施設も予算整備されたという下では、利用される方から見れば、局面も変わってくるんじゃないかというふうに思うんですよ。そういう意味では、一定状況も見ていただいてからでも結構だと思いますけども、いろんな方が２４時間入ってこれるということになってきますといろんなこともあると思いますので、そこは実態も見ながら、時間設定が必要であればぜひ検討いただきたいというふうに思います。

それと、料金については、これは委員会でも言いましたけども、いわゆる中型バスが２，０００円ということのみが規定されております。もちろん料金をつけますといろんな管理もしなくちゃいけないとか、いろんな問題も起こってくるんですけどもやはりそれなりに、過疎債かどうかは知りませんが、億単位の予算をかけて造っている駐車場なんですね。トイレも使っていただけるという点では、それを維持管理していかなくちゃいけないということもあると思います。もちろんそれは公費で委託してやっていくということかもしれないんですけども、一定、観光客の方が基本的には対象だというふうに思いますので、何らかの形で協力金というようなことも含めてご負担いただくということもそれはそれでやはり必要じゃないかなというふうに思うんですけども、町長その辺、今後のことも含めてお考えがありましたらお願いします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今、岡本議員からいろいろご指摘をいただきました点につきまして答弁させていただきます。

大型・中型バス等につきましては、実績も含めながら見ていくということもあるんですけども、基本この件につきましては、和東町が全て行えるものではないということも認識しておりまして、地元、石寺区といろいろ協議を重ねてきた次第でございます。

その中でどういう形が一番ベストなのかということについても、まだまだ見えないという状況もございまして、石寺区との協議の中で、今後に向けて症例を見ながら対応していこうということになってます。

今言われるように24時間開けっ放しのトイレがいいのか、それとも鍵をすればいいのか、場所によればそういうところもいっぱいありますので、そういう形を見ていいのか、それとも和東のようなまちなんで、見えにくいところなので犯罪が起こる可能性もあるとかいうこともありますので、そこは地元の方に監視してもらいながら、いろんな症例を随時役場のほうに入れていただきながら、若干の軌道修正はかかっていくというふうないうふうに感じておりますので、今回、その点についてはあまり厳しく条例には明記しないということで、この条例の提案にさせていただきましたことについてはご理解願いたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

先ほど確認するのを忘れてました。

使用制限等のところのウなんです、営利を目的として使用するときというのが入ってます。前の茶源郷祭りのときは、農家さんのお茶の販売をされたりあります。この中でもありますように、コミュニティ広場として活用することを目的とするという中で、今後、やはりそういうイベントのときにキッチンカーを配置してするとか、いろんなことも想像されるわけですが、その辺りは、営利を目的としてというところにかからないのかどうか、その辺りはいかがですか。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（冨田幸彦君）

高山議員のご質問にお答えいたします。

そういった仕様のことも昨年度からいろいろさせていただいてる中で想定をしております、その点につきましては、（３）のアのまちづくりに資する催事ということで認識をしております。

４のウの営利につきましては、専ら営利を目的とするということで、例えば、駐車場に許可もないまま入ってきてキッチンカーを運営するということにつきましては禁止をするというような目的でございますので、まずはこの３の使用の範囲でしていただくという判断で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 18 号 和束町石寺景観展望施設の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 18 号 和束町石寺景観展望施設の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、先ほど設置されました予算特別委員会は来る 3 月 12 日午前 9 時 30 分から本議場で開会いたしますので、ご参集くださいますよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後 5 時 12 分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

和束町議会議長 吉 田 哲 也

会議録署名議員 畑 武 志

会議録署名議員 小 西 啓